

結婚から新生活へのライフプランの支援

社会全体で子育てを支援する体制の充実

保育サービス・幼児教育の充実

子どもや母親の健康の保持・増進

施策	5-1 (1) 結婚から新生活へのライフプランの支援 (2) 社会全体で子育てを支援する体制の充実 (3) 保育サービス・幼児教育の充実 (4) 子どもや母親の健康の保持・増進	担当部局	健康福祉部 こども未来課、こども家庭課
----	--	------	---------------------

❖ 目 標

- 若者の出会いの機会を創出し、結婚の支援に取り組むとともに、結婚後のライフプランを描くことができる環境を整備します。
- 地域や職場など、社会全体で全ての子育て家庭を支援する体制を充実し、子育ての不安を軽減します。
- 待機児童ゼロの実現と多様化する需要に応える保育サービスの量と質を充実させ、それを支える人材を確保します。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、出産・育児にかかる負担を軽減します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	現状値	目標値
男性の育児休業取得率	(2022年度) 21.8%	30%
保育所待機児童数	(2023年度) 5人	毎年度 0人
放課後児童クラブ待機児童数	(2023年度) 661人	0人
産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	(2021年度) 91.4%	100%

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

結婚から新生活へのライフプランの支援

活動指標	現状値	目標値
ふじのくに出会いサポートセンターにおける会員登録者数	(2022年度) 1,894人	3,000人
ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数	(2022年度) 15件	60件

社会全体で子育てを支援する体制の充実

活動指標	現状値	目標値
放課後児童支援員の養成数	(2022年度) 412人	毎年度330人
子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数	(2022年度) 526人	毎年度400人

保育サービス・幼児教育の充実

活動指標	現状値	目標値
認定こども園の設置	(2022年度) 341箇所	(2024年度) 354箇所
しずおか保育士・保育書支援センターによる就職率	(2022年度) 7.3%	12%
キャリアアップの仕組みを導入している民間保育所・認定こども園の割合	(2022年度) 95.5%	100%
全クラスに放課後児童支援員を2人以上配置している放課後児童クラブの割合	(2021年度) 68.2%	100%

子どもや母親の健康の保持・増進

活動指標	現状値	目標値
産婦健康診査受診率	(2022年度) 84.9%	100%
新生児聴覚スクリーニング検査受検率	(2022年度) 97.9%	100%
医療従事者向け母子保健研修受講者数	(2022年度) 593人	560人

◆ 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1** 結婚支援の推進

① 市町等と連携した結婚支援の推進

結婚を望む男女が着実にその歩を進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。

👉 **視点2** 安心して出産・子育てできる環境づくりの推進

② 若い女性の妊娠・出産に関する健康支援

将来的に又は近い未来に妊娠や出産の希望をもっている、若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及とともに、不妊症や不育症に悩む夫婦を支援します。

👉 **視点3** 保育サービスの充実

③ 保育士の定着促進と資の向上

細分化する保育ニーズに応えるサービスを充実させるため、潜在保育士の職場復帰支援や保育所等の処遇改善が行われることによる保育士の職場定着による人材確保とともに、保育士等に対して研修を行い、資質の向上を図ります。

④ 安全・安心な保育サービスの提供

送迎バス内で発生した事故の再発防止に向けて、送迎車両を運行する全ての保育所等で安全対策に取り組みます。また、保育所等における不適切保育に関する認識の共有と、職場環境の改善を推進します。

👉 **視点4** 子育てと仕事の両立支援

⑤ 地域・職場での子育て支援の充実

子どもが放課後に安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの環境を整備します。また、子育て中の社員が生き生き働くため、仕事と家庭の両立を支援するイクボスの養成などを推進します。

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題1】

- 未婚化が進展しており、50歳までに一度も結婚したことがない人の割合が急速に増えています。
- コロナ禍による出会いの機会減少等により、結婚を希望しながらも、その希望がかなえられない人が存在していることから、結婚を望む人が希望をかなえられるように支援する必要があります。

👉 視点1 結婚支援の推進

- 施策の方向性⇒結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。

主な取組⇒市町等と連携した結婚支援の推進

ヨーロッパの婚外出生率の平均が4割を超え、フランス、スウェーデン等は5割よりも高いことに比べ、日本の婚外出生率は約2%であることから、婚姻数の上昇は出生数の上昇につながっています。

(統計・分析等)

1 50歳時未婚率の推移

- ・50歳時未婚率は、近年、急激に上昇しており、平成27年度において、男性は24.1%、女性は12.5%となっています。
- ・全国と比較すると、男性はほぼ全国と同様の水準、女性は全国よりも低い水準で、同様の動きを示しています。



50歳時未婚率の推移

(出典：総務省「国勢調査」)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

2 結婚する意思

- ・ 20～34 歳の独身者のうち結婚したいと考えているのは、男性では 73.3%、女性では 83.4%でした。
- ・ 経年変化をみると、結婚する意思を持つ人は男女ともに減少傾向にあり、平成 26 年度と比べて男性は 8.3 ポイント、女性は 3.6 ポイント減少しています。

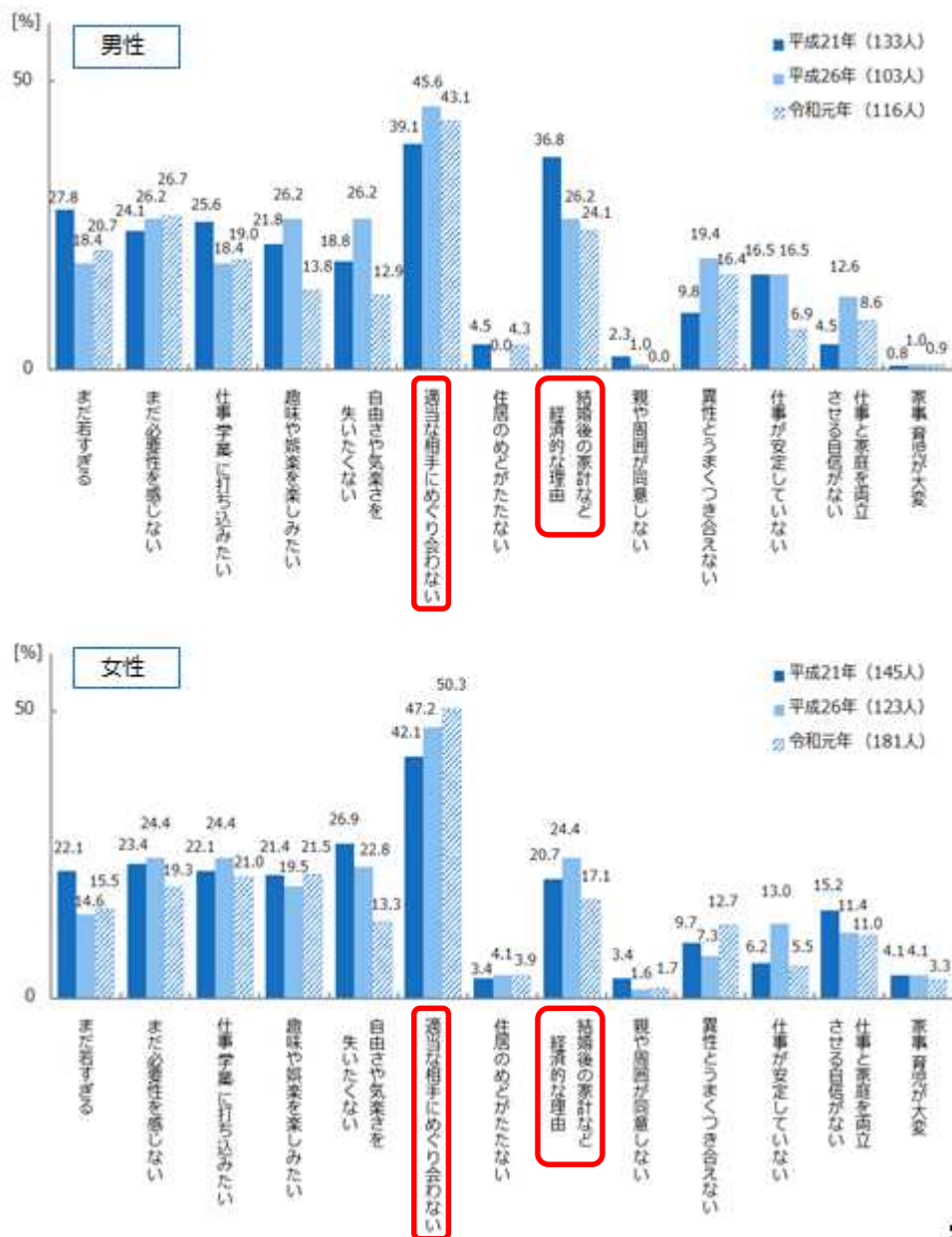


結婚する意思
(出典：県子ども未来課「少子化対策に関する県民意識調査」)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

3 独身の理由

- 男女共に、独身の理由は「適当な相手にめぐり合わない」と「結婚後の家計など経済的理由」が上位となっています。



独身の理由

(出典：県子ども未来課「令和元年 少子化対策に関する県民意識調査」)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

4 若年層の結婚に対する意識

- ・全国の17歳から19歳の男女に結婚に関する意識を調査した結果、全体の9.2%が「結婚したくない」と回答し、その理由は下表のとおりとなっています。
- ・そのうち、男性では18.8%、女性では36.9%もの若者が「子どもを育てたいと思っていないから」とし、「家庭を築くことよりも優先したいことがある」「家事などの生活における負担が増える」といった理由もあり、結婚や子育てに対してネガティブな印象を持っている回答が上位を占めています。

男性	
1位	恋人・パートナーがいらないから/見つからないと思うから(47.3%)
2位	一人である方が、精神的な負担が少ないから(39.3%)
3位	自由を失いたくないから(26.8%)
4位	経済的に難しいと思うから(23.2%)
5位	<u>子どもを育てたいと思っていないから</u> (18.8%)
6位	<u>家庭を築くよりも優先したいことがあるから</u> (17.9%)
7位	<u>家事などの生活における負担が増えるから</u> (16.1%)
8位	周りの人にしない方がよいと言われるから(7.1%)
9位	結婚せず、自身の親や兄弟姉妹と暮らしたいから(6.3%)
10位	その他(2.7%)

女性	
1位	一人である方が、精神的な負担が少ないから(52.3%)
2位	恋人・パートナーがいらないから/見つからないと思うから(44.1%)
3位	<u>子どもを育てたいと思っていないから</u> (36.9%)
4位	自由を失いたくないから(35.1%)
5位	<u>家庭を築くよりも優先したいことがあるから</u> (22.5%)
6位	経済的に難しいと思うから(21.6%)
7位	<u>家事などの生活における負担が増えるから</u> (18.9%)
8位	結婚せず、自身の親や兄弟姉妹と暮らしたいから(6.3%)
9位	その他(2.7%)
10位	周りの人にしない方がよいと言われるから(1.8%)

将来結婚しないと思う理由

(出典：日本財団「18歳意識調査」)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

【現状・課題2】

- 平均初婚年齢が年々上昇し、晩婚化が進展するとともに、出産時の母親の平均年齢も上昇しています。年齢が上昇するとともに、妊娠する確率が低下することから、晩産化は少子化の要因となっています。
- 同時に不妊治療を実施し出産に至る方の割合が増えているため、経済的、精神的な支援が重要となっています。

👉 視点2 安心して出産・子育てできる環境づくりの推進

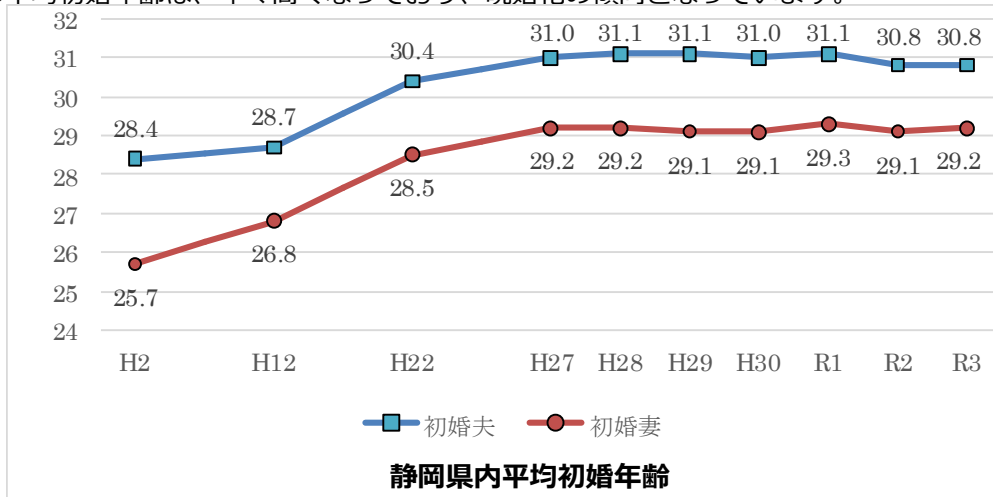
- 施策の方向性⇒将来的妊娠を希望した際に希望がかなうように、若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行います。また不妊症や不育症に悩む夫婦を支援します。

主な取組⇒若い女性の妊娠・出産に関する健康支援

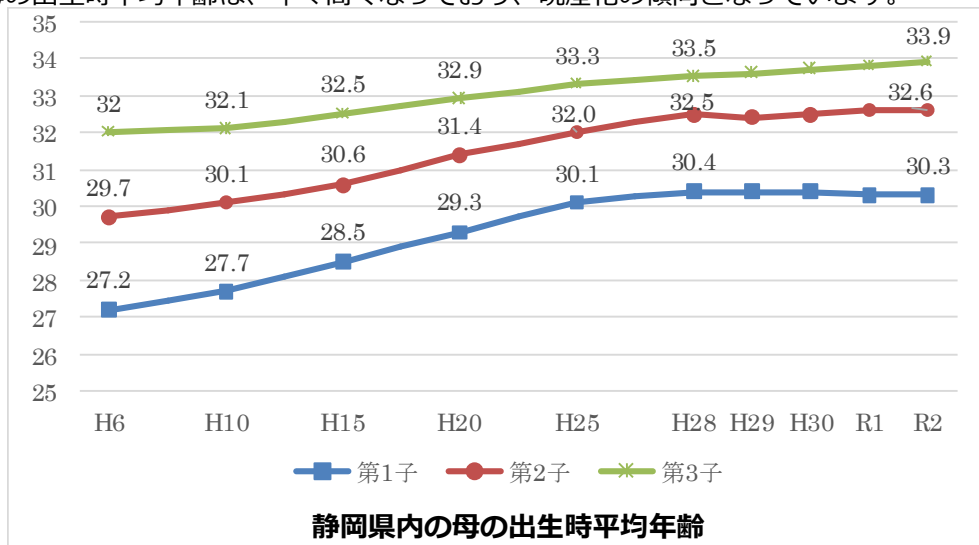
(統計・分析等)

1 晩婚化や晩産化の状況

- ・ 県内の平均初婚年齢は、年々高くなっており、晩婚化の傾向となっています。



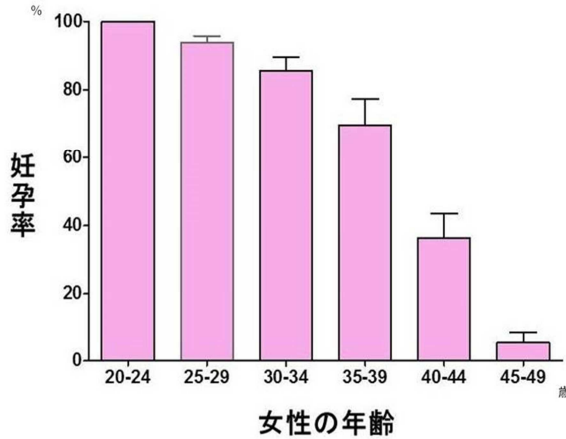
- ・ 県内の母の出生時平均年齢は、年々高くなっており、晩産化の傾向となっています。



5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

2 出産年齢が上昇することでの母体への影響

- 女性の年齢が上がるほど、^{にんようせい}妊孕性（妊娠する力）が低下しています。晩産化することで妊娠を希望したときに希望がかなわない可能性があります。

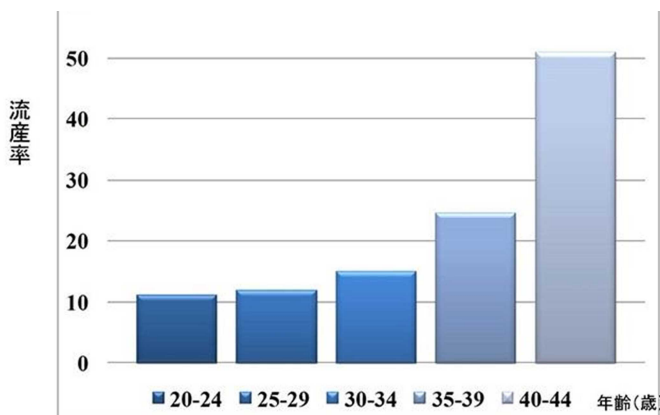


妊孕率は、女性 1,000 人あたりの出生数を元に、20～24 歳を 100%として計算しています。

引用：一般社団法人日本生殖医学会 ホームページ

女性の年齢と妊孕率の変化

- 妊婦の年齢が上がるほど、流産率が上昇しています。

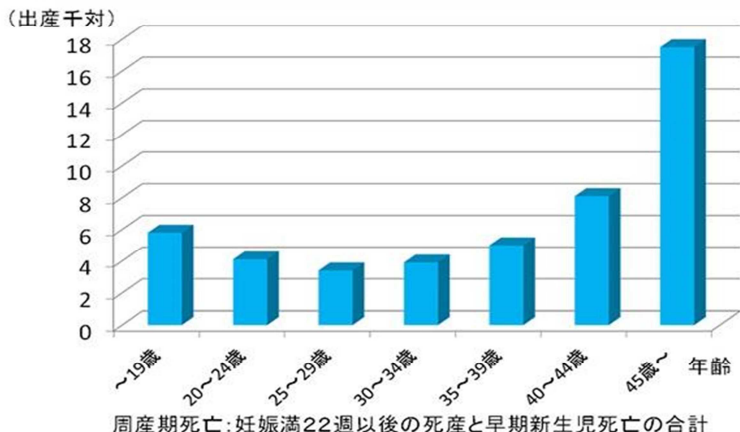


引用：一般社団法人日本生殖医学会 ホームページ

Andersen et al. BMJ 2000を基に作成した

女性の加齢による流産の頻度

- 周産期死亡率は 25～29 歳で最低で、妊婦の年齢が上がるほど、周産期死亡率（妊娠 22 週以降の胎児や生後 1 ヶ月の新生児の死亡率）が上昇しています。



引用：一般社団法人日本生殖医学会 ホームページ

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡の合計

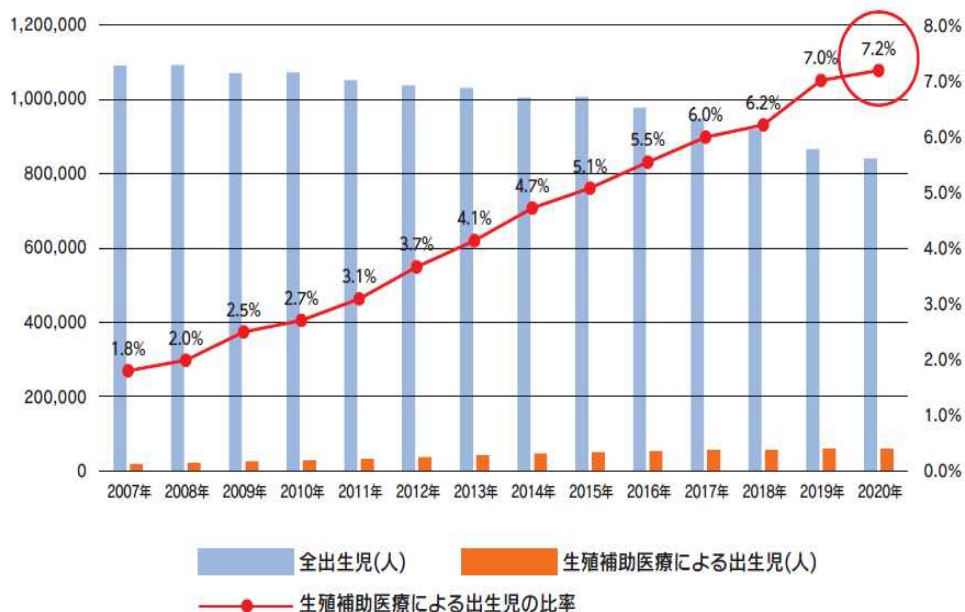
資料：厚生労働省人口動態統計(平成22年)

母の年齢と周産期死亡率

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

3 不妊症治療を受ける方の動向

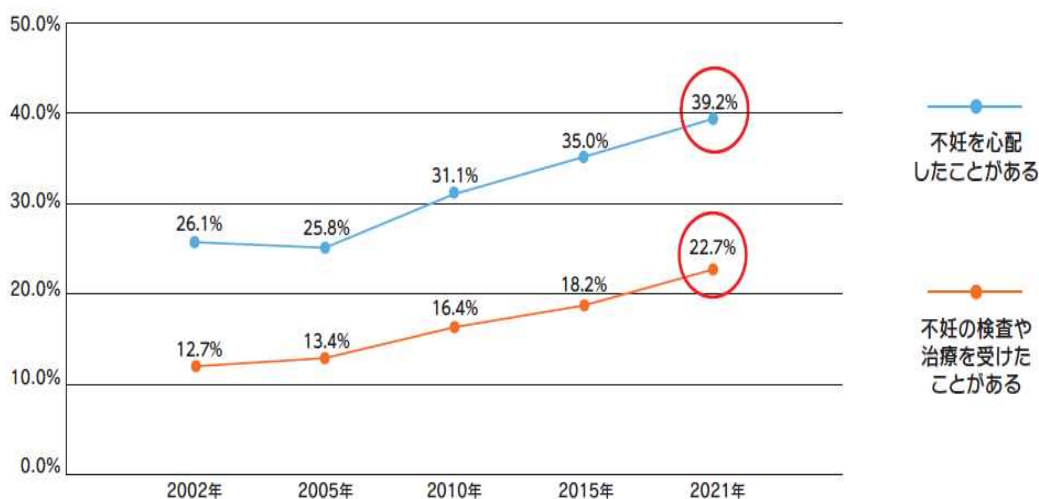
・2020年度では、全国で60,381人が体外受精、顕微授精等の不妊治療によって出生し、全出生児(840,835人)の7.2%、全出生児の13.9人に1人となっており、年々増加しています。



(出典:生殖補助医療による出生児数 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2020年)」、全出生児数 厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)」)

全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合

・2021年度では不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は22.7%と夫婦全体の4.4組に1組となっており、年々増加しています。



(出典:国立社会保障・人口問題研究所「2002年社会保障・人口問題基本調査」、「2005年社会保障・人口問題基本調査」、「2010年社会保障・人口問題基本調査」、「2015年社会保障・人口問題基本調査」、「2021年社会保障・人口問題基本調査」)

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

【現状・課題3】

- 共働き世帯の増加や就労環境の多様化などにより、多様な保育に対する需要が高まっており、子育て家庭が安心して子供を預け、育てることのできる保育体制の構築が求められています。
- 保育士が職場に定着するためには、魅力ある職場環境の中、本来の力を発揮して業務に専念できるよう、人材の確保とともに職場環境の改善が必要です。
- 全ての子供の安全が守られ、健やかな成長が確保されるよう、保育施設における送迎バスの安全管理を徹底することが必要です。
- 保育所等における不適切保育に関する認識の共有と、職場環境の改善を進める必要があります。

👉 視点3 保育サービスの充実

- 施策の方向性⇒多様化する保育需要に応えるため、保育士の専門知識や技術力を高め、人材の確保に取り組みます。また、安全管理や不適切保育の再発防止に取り組む保育施設を支援し、安心して子供を預けられる保育環境の整備を推進します。

主な取組⇒保育士の定着促進と質の向上、安全・安心な保育サービスの提供

(統計・分析等)

1 保育士の勤続年数

県内の保育施設では、勤続年数が5年未満の職員が50.3%と半数を占めており、10年以上勤務を継続している職員は28.9%と3割を満たしません。

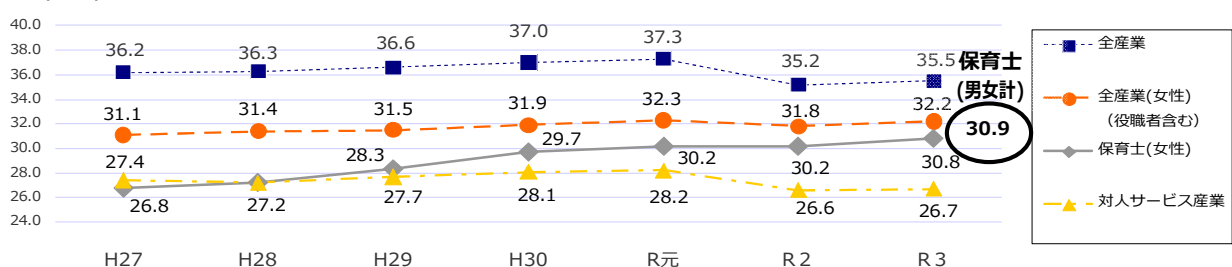
勤続年数	割合	
1年未満	14.1%	50.3%
1年以上3年未満	21.0%	
3年以上5年未満	15.1%	
5年以上7年未満	11.9%	49.7%
7年以上10年未満	8.9%	
10年以上15年未満	10.4%	
15年以上20年未満	7.1%	
20年以上	11.4%	
		71.1%
		28.9%

(出典：静岡県の保育士実態に係るアンケート調査)

2 保育士の平均月収

保育士の平均月収は30万9,000円であり、全産業の平均月収35万5,000円と比較して、約5万円低い状況にあります。

月収(万円)

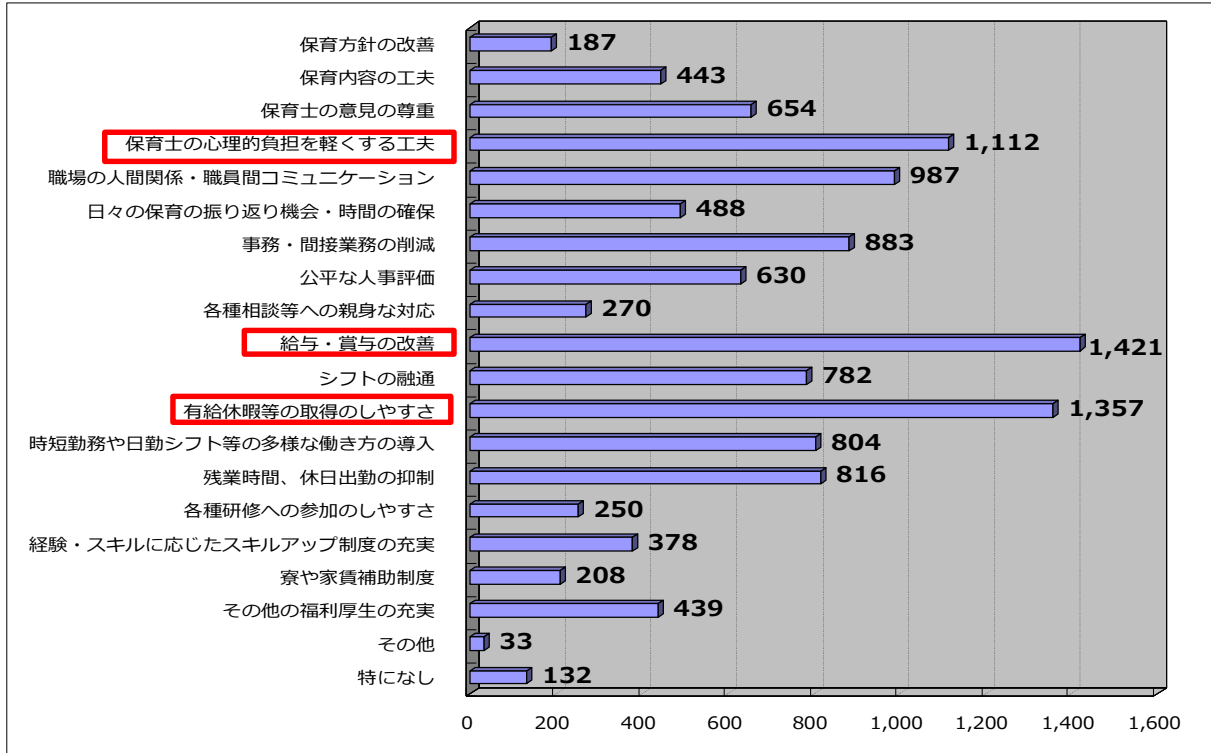


(出典：令和4年度版 厚生労働白書)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

3 保育士からの職場要望

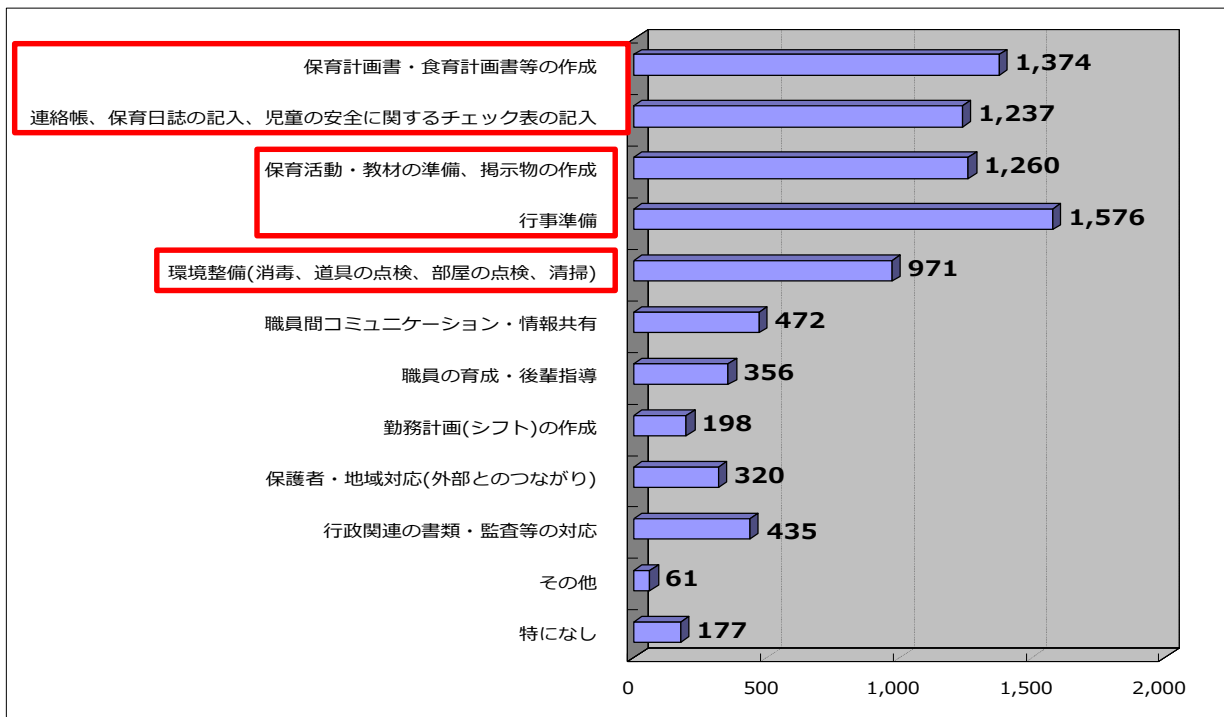
保育士として継続的に働いていくために、施設に求めることについては、「給与・賞与の改善」が最も多く、次いで「有給休暇の取得のしやすさ」、「保育士の心理的負担を軽くする工夫(責任の分担、安全管理のICTツール活用等)」が挙げられ、処遇改善や、ゆとりある働き方を求める声が多くあります。



(出典：静岡県保育士実態に係るアンケート調査)

4 保育士が業務負担が大きいと考えている業務

負担が大きいと考えている業務として、ICT化で代替できる「保育計画書等の作成」や「連絡帳、保育日誌等の記入」、また、業務見直し可能な「教材の準備、掲示物の作成」、保育士以外でも対応できる「環境整備(消毒や遊具等の点検、清掃)」が挙げられています。



(出典：静岡県保育士実態に係るアンケート調査)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

5 本県で発生した送迎用バス内での園児死亡事故の概要

項目	内容
施設	牧之原市内の私立認定こども園
被害児童	3歳、女児(令和4年4月1日入園)
状況	令和4年9月5日午前8時50分頃、送迎バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残され、同日午後2時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見。緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。死因は、熱射病と判明
発生意因	<p>特別指導監査により、確認された事件発生要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園到着後の同乗職員による降車確認と、運転手による車内確認の未実施 ・同乗職員が園児の人数を未確認のまま登園状況を入力したこと、クラスではその情報を確認しなかったこと ・欠席連絡のない園児の保護者確認を怠ったこと ・当日、同乗職員、運転手は臨時で、乗降確認等の役割が十分に共有されていなかったこと ・運転手や同乗職員、施設職員の役割や安全確認手順が記載された送迎バス運行マニュアル等の未整備

6 送迎バスに係る立入指導結果

書面調査や国の緊急点検の結果を基に、バスを運行している全ての教育保育施設に対して、現場への立入指導を実施しました。

項目	内容	
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、特別支援学校：270施設(うち、1施設は休止のため、269施設が対象)	
実施期間	令和4年9月27日(火)～11月18日(金)	
指導結果	多くの施設で登園管理や送迎バスの運行体制が整えられてはいるものの、一部において、保護者への連絡体制や乗車名簿の作成、乗降時の名簿へのチェック等が実施されておらず、改善を指導	
	出欠状況の確認・共有	欠席連絡なく子どもがいない場合、保護者へ連絡 98.9%
	バス運転手などの運行体制	運転手のほか、子どもの対応できる職員が同乗：90.7% 乗車名簿の作成がされている：91.8%
	乗降確認	子どもの人数等を確認し記録している 乗車時：72.1%、降車時：45.7%
	送迎に関するマニュアル	安全計画や危機管理マニュアル、その他の方法で送迎時のルールを規定 83.3%

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

7 本県で発生した不適切保育の概要

項 目	内 容
施 設	裾野市内の私立保育所
経 緯	<p>令和4年11月に裾野市から報告を受け、1歳児クラスにおいて、不適切な保育が行われていたことが発覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月3日から県と裾野市により、特別指導監査を実施 ・令和4年12月4日に同園の保育士3人が暴行容疑で、静岡県警に逮捕 ・令和4年12月23日に処分保留で釈放 ・うち保育士1人が暴行罪で、令和5年5月8日付けで罰金20万円の略式命令を受けた。
確認された行為	<p>特別指導監査により、確認された行為</p> <p>児童の頭をバインダーで叩く行為や、児童に対する威圧的な声かけ、児童の写真を撮影し、児童を揶揄するよう加工を行った上、LINEグループの職員間で共有する行為など、複数の身体的・心理的虐待、不適切な保育</p> <p>略式起訴事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の足をつかみ宙づりにする行為 ・感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触れさせる行為

【現状・課題4】

- 放課後児童クラブの待機児童が解消しておらず、申込みの増加に対応した定員や放課後児童支援員等を確保していく必要があります。
- 家事・育児時間や育児休業取得率を見ると、家事・育児に関する負担は女性が負うことが大きいことから、男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

👉 **視点4 子育てと仕事の両立支援**

- 施策の方向性⇒子どもが放課後に安心して過ごせる場を提供するため、クラブの増設と放課後児童支援員の確保により、放課後児童クラブの環境整備を進めます。
- 従業員が仕事と子育ての両立ができるよう、子育て家庭の働き方を支援する会社を育て、男性の育児休業取得率を上げていきます。

主な取組➡地域・職場での子育て支援の充実

(統計・分析等)

1 放課後児童クラブの状況

- ・令和5年5月時点の待機児童数は、661人となり、前年度803人から142人減少しました。
- ・市町がクラブの施設整備を進め、児童の受け入れ枠の拡充を図っているものの、共働き家庭の増加など保護者の就労状況の変化等により、増加枠を上回る利用ニーズの高まりがあり、引き続き待機児童が発生しています。
- ・全県では、利用児童数より利用定員数が上回っているものの、利用者は小学校区範囲内でのニーズとなるため、他の学区に空き定員が生じても、児童の通所の都合で待機児童を補えないことも、待機児童が発生する要因となっています。

(単位：か所、人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5 (速報値)
放課後児童クラブ数	700 (+33)	713 (+13)	739 (+26)	764 (+25)	776 (+12)
利用定員数	35,418 (+2,616)	37,049 (+1,631)	38,272 (+1,223)	38,795 (+523)	39,579 (+784)
利用希望数 (利用児童数 + 待機児童数)	33,756 (+1,983)	33,455 (▲301)	35,019 (+1,564)	35,832 (+813)	37,033 (+1,201)
利用児童数	32,648 (+1,690)	32,733 (+85)	34,216 (+1,483)	35,029 (+813)	36,372 (+1,343)
待機児童数	1,108 (+293)	722 (▲386)	803 (+81)	803 (0)	661 (▲142)
参考：小学校児童数	190,301	187,254	183,614	180,387	175,775
利用児童数/小学校児童数	17.2%	17.5%	18.6%	19.4%	20.7%

※ 厚労省実施状況調査（各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在）

※ 括弧内は対前年比増減。

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

2 放課後児童支援員の状況

- ・令和4年5月1日時点での、県内の放課後児童クラブで働く職員数は、4,867人、うち厚労省設置運営基準における放課後児童支援員は、2,563人です。
- ・放課後児童クラブを適正に運営するため、「全てのクラブで放課後児童支援員を2人以上配置」するとして目標に対して、令和4年5月1日時点で78.8%です。

＜国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準（参酌すべき基準）＞

放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人は補助員でも可能）

静岡県では国の基準以上の配置をふじさんっこ応援プランの目標値としています。

※ 国基準以上を目標に設定しているのは、近隣10県で本県のみです。

- ・放課後児童支援員認定資格研修の令和4年度の研修修了者412人のうち、ふじのくに型「人生区分」壮年の40代後半から70代後半が317人、76.9%を占めています。

＜令和4年度の研修修了者の年齢別・男女別内訳＞

（単位：人）

区分	青年			壮年			老年		計
	10～20代	30代	40～45	初期 46～55	盛期 56～65	熟期 66～76	初老 77～80	中老 81～87	
	修了者数	41	28	25	124	134	59	0	
	41			317			1		
男性	12	5	7	11	8	10	0	0	53 (12.9%)
女性	29	23	18	113	126	49	0	1	359 (87.1%)

- ・放課後児童クラブでは、障害のある子どもや医療的ケア児など、配慮やケアを必要とする子どもの受入が増加傾向にあり、放課後児童支援員等に専門的知識が求められています。

＜放課後児童クラブにおける障害児の受入状況＞

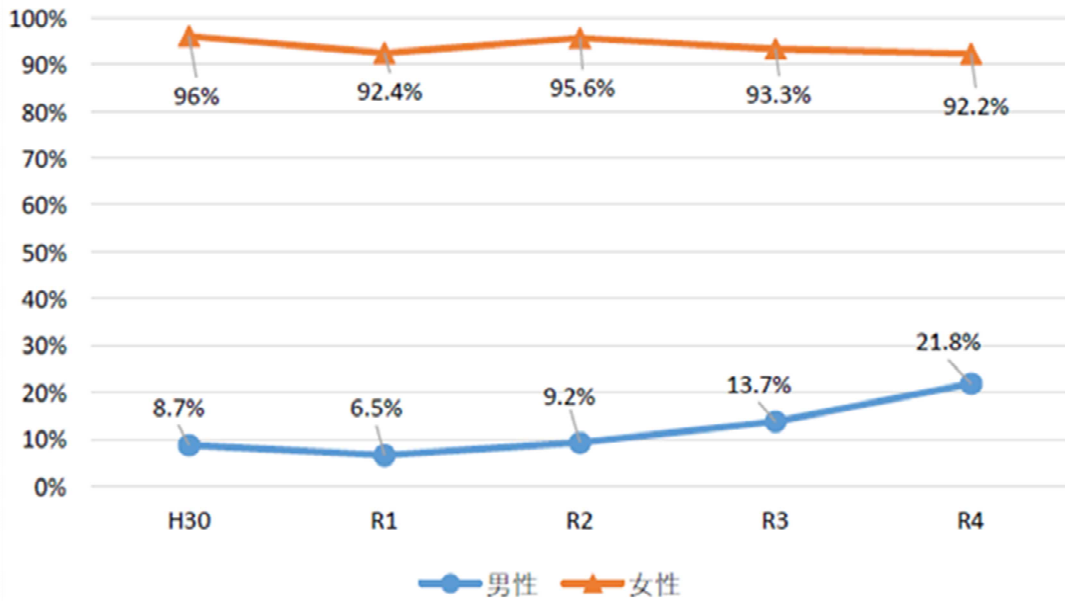
（単位：人）

年度	市町数	クラブ数		児童数			
		うち障害児の受入あり	%	うち障害児	%		
R1	25	700	370	52.9	32,648	915	2.8
R2	24	713	355	49.8	32,733	920	2.8
R3	22	739	356	48.2	34,216	862	2.5
R4	23	764	395	51.7	35,029	1,052	3.0

※ 障害児：療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関からこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童（厚労省実施状況調査要領）

3 育児休業取得率

・男性の育児休業取得率は、5人に1人程度の取得であり、女性と比較して低い数値となっています。



(出典：県労働雇用政策課「令和4年度 静岡県雇用管理状況調査」)

育児休業を取得した人数

$$\text{※男性育児休業取得率} = \frac{\text{育児休業を取得した人数}}{\text{配偶者が出産した男性数}}$$

※育児休業とは

- ・原則として子が1歳（保育所などに入所できない場合に限り、最長2歳）に達するまでの間の育児休業の権利を保障するもの。
- ・本人の申し出た期間で、1人の子につき原則1回の取得が可能（1日でも取得可能）。
- ・経済的支援として、雇用保険からの育児休業給付や社会保険料の免除等が受けられる。
- ・令和4年10月から、産後パパ育休（出生時育児休業）が創設され、育休の分割取得や、休業中の就業が可能となるなどの弾力化が図られた。

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

4 育児休業を取得しない理由

- ・男性が育児休業を取得しない理由の上位は、収入面の不安と、取得に際しての職場の雰囲気となっています。

育児休業制度を利用しなかった理由	割合
収入を減らしたくなかったから	41.4%
職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから	27.3%
自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから	21.7%
会社で育児休業制度が整備されていなかったから	21.3%
残業が多い等、業務が繁忙であったから	20.8%

(出典：2021 労働者調査 (厚労省委託事業))

5 夫婦の家事・育児関連時間

- ・男性の家事・育児関連時間は2時間50分であるのに対し、女性は12時間5分であり、家事・育児の負担が女性に偏っていることがうかがえます。

区分	家事時間	育児時間	計
男性	55分	1時間55分	2時間50分
女性	4時間36分	7時間29分	12時間5分

(出典：令和4年度静岡県男女共同参画白書)

6 夫の家事・育児従事時間と第2子以降の出生率

- ・夫の家事・育児従事時間が長いほど、第2子以降の出生率は高くなっています。

従事時間	0時間	2時間未満	2時間～4時間	4時間～6時間	6時間以上
出生あり	10.0%	32.8%	59.2%	79.7%	87.1%

(出典：令和4年少子化対策白書)


2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、専門性や広域性の観点から施策を推進するほか、市町が実施する結婚支援及び子ども・子育て支援が円滑に進められるよう、助言や情報提供を実施するとともに、制度面での問題点などを国に対して伝え、改善を要望していく役割を担う ・ 県は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画「ふじさんっこ応援プラン」を策定し、市町が実施する事業が円滑に進むよう進捗管理する ・ 不育症の検査及び治療費助成の実施 ・ 不育症の方の孤立化の防止のため、当事者の交流の場の創設や社会的理解を求める啓発の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を参考に、地域における少子化の要因やその背景等を把握し、課題の解決に向けた対策を実施 ・ 市町は、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間で計画期間とする「市町子ども・子育て支援事業計画」を策定 ・ 幼児期の学校教育・保育をはじめとする「子ども・子育て支援」に関する住民サービスの主体として、子どもの最善の利益の実現のため、子どもと子育て家庭を支援 ・ 不妊症または不育症治療費助成の実施、助成の窓口やそれに伴う相談対応
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は、仕事と育児の両立がしやすい就労環境を積極的に整備するとともに、企業の社会的責任に鑑み、それぞれの企業活動において、子育て支援に貢献する取組を実施
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民は、地域社会が子どもの育ちの場としての役割を担っていることを踏まえ、各々の立場で子育てに積極的に関わるなど、子どもの健やかな成長とそのための子育て支援に関心と理解を深める ・ 妊娠・出産に関する正しい知識や不妊、不育症について理解を深める

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

3 主な取組

視点1 結婚支援の推進

取組名	市町等と連携した結婚支援の推進	担当課名	こども未来課					
目的 (何のために)	結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。							
取組内容 (手段、手法など)	取組1：ふじのくに出会いサポートセンターによる出会いの提供 (P.33 参考資料)							
	2021年11月に県と全市町で組織する「ふじのくに結婚応援協議会」を立ち上げ、2022年1月から、少子化の主な要因とされる未婚化・晩婚化への対応として、結婚を希望する者をサポートする拠点「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営し、2022年度中に15組が成婚しました。							
	○事業概要							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングシステムを活用した出会いの機会の提供 ・婚活イベント・セミナーの開催 ・会員数増加に向けた取組 </td> </tr> <tr> <td>県予算</td> <td>36,099千円 国2/3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングシステムを活用した出会いの機会の提供 ・婚活イベント・セミナーの開催 ・会員数増加に向けた取組 	県予算	36,099千円 国2/3	
区分	内容							
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングシステムを活用した出会いの機会の提供 ・婚活イベント・セミナーの開催 ・会員数増加に向けた取組 							
県予算	36,099千円 国2/3							
取組2：県及び市町による結婚、妊娠、出産子育てまでの切れ目ない支援								
国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、県及び市町が、地域の实情に応じた結婚、妊娠・出産、子育てまでの「切れ目ない支援」をする「ふじのくに少子化対策特別推進事業」を実施します。								
○事業概要								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業 (結婚支援)</td> <td> 結婚新生活支援事業 (ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・新たに婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援 </td> </tr> <tr> <td>県予算</td> <td>335,320千円 国2/3～3/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	対象事業 (結婚支援)	結婚新生活支援事業 (ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・新たに婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援 	県予算	335,320千円 国2/3～3/4		
区分	内容							
対象事業 (結婚支援)	結婚新生活支援事業 (ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・新たに婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援 							
県予算	335,320千円 国2/3～3/4							
取組3：若者が将来のライフプランを描くことを支援 (P.35 参考資料)								
「若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業」により、次代を担う若者が、結婚や子育て、仕事等を含む明るい将来のライフプランを描くことができるよう、必要な知識や情報を提供し、子どもや子育て世代との交流や育児体験の機会を創出します。								
○事業概要								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学校への出前講座 (中学、高校、大学 計13校) ・子どもや子育て世代との交流・体験 </td> </tr> <tr> <td>県予算</td> <td>6,400千円 国1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への出前講座 (中学、高校、大学 計13校) ・子どもや子育て世代との交流・体験 	県予算	6,400千円 国1/2		
区分	内容							
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への出前講座 (中学、高校、大学 計13校) ・子どもや子育て世代との交流・体験 							
県予算	6,400千円 国1/2							

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

視点2 安心して出産・子育てできる環境づくりの推進

取組名	若い女性の妊娠・出産に関する健康支援	担当課名	こども家庭課					
目的 (何のために)	将来的に又は近い将来に妊娠や出産の希望をもっている、若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及とともに、不妊症や不育症に悩む夫婦を支援します。							
取組内容（手段、手法など）	取組1：不妊・不育症に悩む方への相談支援 不妊症、不育症で悩む県民に、治療への不安などに対する心のケアを提供します。 また、不妊治療・不育治療等について適切な情報提供がなされた上で、治療方法の選択・決定ができ、治療中の不安に対しても十分対応できる体制を整備します。							
	○事業概要							
	内容	予算						
	不妊・不育専門相談センター ・静岡県助産師会による電話相談 週3回（火、木、土曜日） ・産婦人科医師による面接相談 年3回（東部、中部、西部） ・不育症セミナーカフェ（不育症経験者の講話、交流会）		4,400 千円					
	○相談実績							
	相談件数	年度	電話相談（単位：件）	面接相談（単位：件）				
			不妊症	不育症				
			小計	不妊症				
			不育症	小計				
			小計	合計				
	R2	175	23	198	14	4	18	216
	R3	208	19	227	6	0	6	233
	R4	182	21	203	1	2	3	206
②相談内容（複数回答あり）								
年度	医療情報 （検査・病院情報等）	治療の悩み （治療内容、費用面等）	治療以外の悩み （家族、周囲の人間関係）					
R2	40.3%	51.3%	25.9%					
R3	27.8%	36.5%	36.9%					
R4	25.7%	34.5%	43.2%					
取組2：不育症治療費助成制度								
安心して子どもを生み育てられる環境を整備するため、「妊娠のための支援・安心して出産を迎えるための支援」として、不育症治療に対する経済的支援を実施します。								
○事業概要								
創設年度	平成 29 年度							
助成対象	不育症に係る検査及び治療（保険診療の対象外のもの）							
実施主体	市町							
負担割合	県 2/10 市町 5/10 本人 3/10							
補助対象限度額	34 万 5 千円（想定される検査・治療を実施した場合の上限額）							
所得制限	夫婦合算 730 万円未満							
対象年齢	43 歳未満（不妊治療に続いて実施する必要があるため特定不妊治療の上限に準ずる）							
助成実績	年度	助成額実績	申請件数	出産に至った割合				
	R2	395 千円	38 件	29.7%				
	R3	551 千円	56 件	20.8%				
	R4	441 千円	40 件	25.0%				
※不育症とは「妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡を繰り返し、結果的に子どもを持ってない場合」をいう。								

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

【参考】

一般不妊治療費助成

一般不妊治療（人工授精）を行う夫婦に対し、治療費の一部を助成する市町に補助金を交付していたが、令和4年度からの保険適用に伴い、本制度は令和3年度で終了。（令和4年度経過措置により令和5年3月31日治療終了分まで助成）

○事業概要

創設年度	平成 26 年度			
助成対象	人工授精			
実施主体	市町			
負担割合	県 2/10 市町 5/10 本人 3/10			
補助対象限度額	90,000 円			
所得制限	夫婦合算 730 万円未満			
対象年齢	40 歳未満			
助成実績	年度	助成額実績	申請件数	母子手帳交付を受けた者の割合
	R2	6,661 千円	507 件	22.5%
	R3	7,237 千円	590 件	21.4%
	R4	1,046 千円	89 件	28.1%

特定不妊治療費助成制度

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成していたが、令和4年度からの保険適用に伴い、本制度は令和3年度で終了。（令和4年度経過措置により令和5年3月31日治療終了分まで助成）

○事業概要

創設年度	平成 16 年度		
助成対象	体外受精・顕微授精・男性不妊治療(TESE 及び MESA) ※保険適用外で行ったもの		
実施主体	県、政令市		
負担割合	国 1/2、県及び政令市 1/2		
給付の金額	・ 1 回あたり上限 30 万円 (排卵を伴わない凍結胚の移植等については上限額 10 万円) ・ 男性不妊治療について上限 30 万円		
所得制限	なし		
対象年齢	初回助成に係る治療開始時の妻の年齢が ・ 40 歳未満・・・43 歳になるまで通算 6 回まで ・ 40 歳以上 43 歳未満・・・43 歳になるまで通算 3 回まで 子の出生につき、助成回数をリセットすることが可能		
助成実績	年度	助成額実績	助成件数
	R2	419,793 千円	2,295 件
	R3	911,828 千円	4,058 件
	R4	249,839 千円	1,198 件

取組内容（手段、手法など）


5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

取組内容（手段、手法など）

取組3：10代を中心とした若い世代への啓発 (P.36 参考資料)

県内医療機関の協力を得て作成した「いつかのために今からできること」という啓発媒体を用いて、県内7箇所に設置した健康福祉センター職員が学校の依頼に基づき、小、中、高校生を対象とした若い世代の方へ望まない妊娠や性感染症の予防等について健康講座を実施します。

○事業概要

<p>対象学校：県内（小学校、中学校、高等学校）7校 対象人数：914人（R4実績）</p>	
--	---

取組4：20代から30代を中心とした世代への啓発 (P.38 参考資料)

将来的に又は近い未来に妊娠や出産を希望する世代に対して、妊孕性^{にんようせい}（妊娠する力）や妊娠の機序など妊娠を考えるにあたって参考となる知識や情報を提供するためのプレコンセプションケア^{*}に関する講演会を開催します。

※女性やカップルが将来の妊娠のために必要な心と体のケアや知識のこと

○事業概要

<p>事業実施 （予定）</p>	<p>対象：一般県民（妊娠・出産を考える世代） 内容：妊娠の機序、妊娠を考えるとときに参考になる知識や情報の提供</p>
----------------------	--

取組5：妊娠に向けた正しい知識の提供や不妊要因を検査する健診媒体の作成

県内産婦人科標榜医療機関が妊娠を考える男女に対してプレコンセプションケア健診^{*}を県内どこでも標準的な内容で受けられる体制を整えることを目的として、健診の場面で使用できる啓発媒体を作成します。

※不妊の要因となる疾病や生活習慣がないかを検査等で確認し、妊娠に向けた正しい知識を伝える健診

○事業概要

<p>媒体作成概要</p>	<p>県内医療機関の医師や助産師の意見をもとに媒体を作成し県内医療機関に1,000部配布予定</p>
<p>啓発媒体内容</p>	<p>不妊要因となる疾患、不妊要因の検査方法、妊娠の機序、安全な妊娠や出産に向けた生活習慣など</p>

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

視点3 保育サービスの充実

取組名	保育士の定着促進と質の向上	担当課名	こども未来課																								
目的 (何のために)	細分化する保育ニーズに応えるサービスを充実させるため、潜在保育士の職場復帰支援や保育所等の処遇改善が行われることで、保育士の職場定着による人材確保とともに保育士等に対して研修を行い、資質の向上を図ります。																										
取組内容 (手段、手法など)	<p>取組1：保育士の資質向上と処遇改善 (P.39 参考資料)</p> <p>保育所のリーダー的職員の育成を目的としたキャリアアップ研修を実施し、国による民営の保育所を対象とした施設型給付等に係る処遇改善等加算Ⅱの制度に基づき、受講者の研修修了を要件として、各施設へ保育士1人当たり月額、最大4万円の給与相当額の上乗せを行い、専門性に見合う処遇改善を実施します。</p> <p>研修による技能の習得により、 キャリアアップできる仕組みを構築</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>キャリアアップ研修</p> <p>【研修分野】</p> <p>①乳児保育 ②幼児教育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦マネジメント</p> <p>※研修の実施主体：都道府県等 ※研修修了の効力：全国で有効 ※研修修了者が離職後再就職する場合： 以前の研修修了の効力は引き続き有効</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="3">園長</td></tr> <tr><td colspan="3">主任保育士</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">副主任保育士 ※ライン職</td> <td style="width: 33%;">月額4万円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)</td> <td style="width: 33%;">専門リーダー ※スタッフ職</td> </tr> <tr> <td>【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令</td> <td>【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">職務分野別リーダー</td> </tr> <tr> <td>【要件】 ア 経験年数概ね3年以上 イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了 ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令</td> <td>月額5千円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能</td> </tr> <tr><td colspan="3">保育士等</td></tr> </table> </div> </div>			園長			主任保育士			副主任保育士 ※ライン職	月額4万円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)	専門リーダー ※スタッフ職	【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令	【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令		職務分野別リーダー			【要件】 ア 経験年数概ね3年以上 イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了 ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令	月額5千円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)		※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能			保育士等		
	園長																										
主任保育士																											
副主任保育士 ※ライン職	月額4万円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)	専門リーダー ※スタッフ職																									
【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令	【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令																										
職務分野別リーダー																											
【要件】 ア 経験年数概ね3年以上 イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了 ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令	月額5千円の処遇改善 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)																										
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能																											
保育士等																											
<p>取組2：保育現場の環境改善 (P.39 参考資料)</p> <p>保育士の負担軽減を図るため、現場における業務の見直しやICT活用など、施設に応じた適切な助言をする巡回支援を実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務環境向上に係る巡回支援</td> <td>対象施設：10施設 支援回数：5回/施設 支援内容：業務の棚卸や整理に関する助言等職員が働きやすい職場づくりに係る支援</td> </tr> <tr> <td>ICT活用に係る巡回支援</td> <td>対象施設：10施設(新規)+2施設(継続) 支援回数：5回/施設 支援内容：導入計画、マニュアル等の作成、不具合対処、活用フォロー等</td> </tr> <tr> <td>啓発セミナーの開催 ワークショップの開催</td> <td>回 数：3か所(東・中・西) 対 象 者：①保育所等におけるICT推進担当者等 ②管理者等 内 容：①勤務環境の向上に資するICTの効果的な活用、システムデモ体験等 ②業務効率化や保育の質の向上を目指す施設同士で意見交換や情報交換を行う。</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	勤務環境向上に係る巡回支援	対象施設：10施設 支援回数：5回/施設 支援内容：業務の棚卸や整理に関する助言等職員が働きやすい職場づくりに係る支援	ICT活用に係る巡回支援	対象施設：10施設(新規)+2施設(継続) 支援回数：5回/施設 支援内容：導入計画、マニュアル等の作成、不具合対処、活用フォロー等	啓発セミナーの開催 ワークショップの開催	回 数：3か所(東・中・西) 対 象 者：①保育所等におけるICT推進担当者等 ②管理者等 内 容：①勤務環境の向上に資するICTの効果的な活用、システムデモ体験等 ②業務効率化や保育の質の向上を目指す施設同士で意見交換や情報交換を行う。																	
区 分	内 容																										
勤務環境向上に係る巡回支援	対象施設：10施設 支援回数：5回/施設 支援内容：業務の棚卸や整理に関する助言等職員が働きやすい職場づくりに係る支援																										
ICT活用に係る巡回支援	対象施設：10施設(新規)+2施設(継続) 支援回数：5回/施設 支援内容：導入計画、マニュアル等の作成、不具合対処、活用フォロー等																										
啓発セミナーの開催 ワークショップの開催	回 数：3か所(東・中・西) 対 象 者：①保育所等におけるICT推進担当者等 ②管理者等 内 容：①勤務環境の向上に資するICTの効果的な活用、システムデモ体験等 ②業務効率化や保育の質の向上を目指す施設同士で意見交換や情報交換を行う。																										

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

取組名	安全・安心な保育サービスの提供	担当課名	こども未来課
目的 (何のために)	送迎バス内で発生した事故の再発防止に向けて、送迎車両を運行する全ての保育所等で安全対策に取り組みます。また、保育所等における不適切保育に関する認識の共有と、職場環境の改善を推進します。		

取組内容
(手段、手法など)

取組1：安全装置の導入支援 (P.40 参考資料)

令和5年4月1日から、送迎車両への安全装置の設置と乗降車時の点呼等による所在確認が義務付けられたことに伴い、安全装置等を導入する施設に対して助成します。

項目	内容
送迎車両への安全装置 導入支援	ブザーやセンサーなど、車内の園児等の所在の見落としを防止する装置等を導入する施設への助成 施設数：650 施設 運行台数：1,530 台

取組2：安全管理対策の徹底 (P.42 参考資料)

県の安全管理指針を活用し、自園の送迎マニュアルの見直しを促進するとともに、ヒヤリハット事例を活用することで、自発的に安全管理意識を高め、同様の事故の再発防止を徹底します。

<指針による安全管理の徹底>

項目	内容	
こどもの車両送迎に係る 安全管理指針の 策定	・送迎バスを運行する施設が、自園の送迎に関する安全管理マニュアルの作成や改定の際、参考となるガイドラインとしての役割 ・今回の事案の原因を踏まえた対処法を中心に、園長の役割、送迎に関する安全管理マニュアルの策定や活用法などの重要項目に論点を絞った、現場で実践可能な内容 <指針の概要>	
	①送迎車両運行に携わる者の管理と役割	安全管理の統括者としての 園長の役割 、その他運転手、同乗職員、臨時の職員、保護者等それぞれの行うべき役割
	②事故防止のための重要確認事項	ダブルチェック体制の必要性和整備、 こどもの乗降確認 、施設到着時のこどもの引き渡し、降車後の 車内確認 の各方法
	③登園管理	こどもが登園後の施設と各クラスにおける 出欠確認の手順と人数確認の徹底
	④送迎車両の安全対策	送迎車両に設置する 安全装置 や、こどもに対する支援策、送迎車両の仕様、 バスラッピング等の考え方
	⑤ヒヤリハット事例の収集・共有	ヒヤリハット事例の収集方法、共有の仕方
⑥送迎マニュアルの策定と活用	作成した マニュアルの見直しのタイミング や、 研修や訓練の実施 による活用	
活用促進	各保育施設における「車両送迎に係る安全管理マニュアル」について、県の指針に沿った改定を促すため、安全管理指針の概要やポイントを説明する動画を制作し、YouTube 上で配信	

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

<指針による安全管理の徹底>

項目	内容
収集・情報共有	ヒヤリハット事例を収集し、各保育施設に情報共有することにより、安全管理意識を高く維持
安全管理研修の開催	静岡県保育連合会と静岡県私立幼稚園振興協会連携し、管理者向けに、ヒヤリハット事例を用いた安全管理研修を実施 実施日：令和5年6月6日（火）私立幼稚園振興協会 令和5年6月22日（木）保育連合会

<車両送迎安全装置設置状況調査（令和5年8月末）の結果>

施設類型	施設数	運行台数	8月末までに設置完了予定		
			台数	設置率	
保育所 (保育所型認定 こども園含む)	県	9	13	12	92.3%
	政令市	2	4	4	100.0%
	計	11	17	16	94.1%
幼保連携型 認定こども園	県	37	78	70	89.7%
	政令市	32	78	77	98.7%
	計	69	156	147	94.2%
地域型保育事業所	県※	(1)	(2)	(2)	100.0%
	政令市	2	4	2	50.0%
	計	2	4	2	50.0%
認可外保育施設 (地方裁量型認定 こども園含む)	県	11	31	8	25.8%
	政令市	10	28	3	10.7%
	計	21	59	11	18.6%
公立幼稚園 (幼稚園型認定 こども園含む)	県	6	7	7	100.0%
	政令市	4	5	5	100.0%
私立幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	115	245	225	91.8%	
幼稚園計	125	257	237	92.2%	
特別支援学校	20	98	98	100.0%	
計	248	591	511	86.5%	

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

取組 3 : 不適切保育に係る研修と職場環境改善の取組

(P.40 参考資料)

- ・ 県と静岡県保育連合会の共催で、園長、保育に携わる職員を対象に、保育所等における不適切保育の未然防止に向けたオンライン研修会を開催しました。
- ・ 研修内容を踏まえ、施設内での話し合いの場を設けるよう求め、各施設から未然防止の取組を収集し、優良事例を取りまとめ、自発的な保育体制の改善を促進します。

項 目	内 容
未 然 防 止 研 修	開催日：令和4年12月27日(火) 講 師：常葉大学短期大学部 保育科 教授 西田 泰子 氏 (講習内容) ・ 不適切な保育に至る要因などの解説、事例検討 ・ 不適切な保育防止に向けた取組 ・ 保育の振り返り (講習視聴回数) (アンケート回答数) 22,709回 7,677人
保育の振り返り内容	・ 各施設での意見交換結果：1,195施設から提出(提出率85.9%) ・ 優良事例を取りまとめ、他施設へ情報共有

取組 4 : 保育士の相談窓口の設置

(P.41 参考資料)

保護者や保育士等からの不適切保育に係る通報や、子どもの保育に関する様々な相談に、迅速に対応する保育の総合相談窓口をこども未来局内に設置しました。

項 目	内 容	
通 報 相 談	名 称	保育の総合相談窓口チャーム(令和5年3月29日開設)
	設置場所	静岡県庁西館3階 こども未来課内
	受 付	専任相談員：1人、平日：午前9時から午後5時まで
	受付方法	・ 専用ダイヤル：070 - 1008 - 7805 ・ ホームページに設置する専用フォーム(24時間対応)
対 応	・ 保育士や保護者等からの不適切保育が疑われる行為等の通報・相談に対して、必要に応じて、担当部署に情報提供し、実態把握を行う立入調査や、改善指導につなげる。 ・ 保育所や認定こども園等の保育制度や、各種補助制度等についての相談・質問にも対応 ・ 家庭内虐待や子供の発育相談等は、専門窓口を紹介	

取組内容(手段、手法など)

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

通報・相談状況（令和5年3月29日～8月24日）

項目		専用		対応等
		ダイヤル	フォーム	
不適切保育が疑われる行為の通報		2	0	・福祉指導課による調査
相談	園の対応	52	16	・福祉指導課等へ情報提供 ・市町へ情報提供 等
	労働環境	12	11	
	育児不安	0	0	・専門機関を紹介
	保育・保育士制度全般	5	2	・窓口対応
	県・市町の対応	2	1	・市町へ情報提供
専門窓口へ案内		4	1	・専門機関を紹介
その他		5	1	・専用フォームが見つげづらい ・公立園と私立園の違い
計		82	32	
		114		

視点4 子育てと仕事の両立支援

取組名	地域・職場での子育て支援の充実	担当課名	こども未来課																																																											
目的 (何のために)	子どもが放課後を安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの環境を整備します。また、子育て中の社員が生き生き働くため、仕事と家庭の両立を支援するイクボスの養成などを推進します。																																																													
取組内容（手段、手法など）	取組1：放課後児童クラブ施設整備の促進		(P.52 参考資料)																																																											
	市町が行う施設整備への助成とともに、児童館や公共施設など小学校区域内にある既存施設の再利用による場所の確保を含め、市町の整備計画の策定にあたっても相談支援を行います。																																																													
	＜施設整備の実績（予定）＞																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">新設</th> <th colspan="3">既存施設改修</th> <th rowspan="2">受入増総数</th> </tr> <tr> <th>実施主体・か所数</th> <th>受入増数</th> <th></th> <th>実施主体・か所数</th> <th>受入増数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>6市2町2法人</td> <td>21か所</td> <td>593人</td> <td>8市</td> <td>24か所</td> <td>583人</td> <td>1,176人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8市2町2法人</td> <td>24か所</td> <td>530人</td> <td>4市</td> <td>9か所</td> <td>246人</td> <td>776人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4市</td> <td>14か所</td> <td>307人</td> <td>8市1法人</td> <td>16か所</td> <td>517人</td> <td>824人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>3市</td> <td>6か所</td> <td>179人</td> <td>5市</td> <td>9か所</td> <td>230人</td> <td>409人</td> </tr> <tr> <td>R5(予定)</td> <td>5市</td> <td>9か所</td> <td>275人</td> <td>4市</td> <td>6か所</td> <td>90人</td> <td>365人</td> </tr> </tbody> </table>								年度	新設			既存施設改修			受入増総数	実施主体・か所数	受入増数		実施主体・か所数	受入増数		R1	6市2町2法人	21か所	593人	8市	24か所	583人	1,176人	R2	8市2町2法人	24か所	530人	4市	9か所	246人	776人	R3	4市	14か所	307人	8市1法人	16か所	517人	824人	R4	3市	6か所	179人	5市	9か所	230人	409人	R5(予定)	5市	9か所	275人	4市	6か所	90人	365人
	年度	新設			既存施設改修			受入増総数																																																						
		実施主体・か所数	受入増数		実施主体・か所数	受入増数																																																								
	R1	6市2町2法人	21か所	593人	8市	24か所	583人	1,176人																																																						
	R2	8市2町2法人	24か所	530人	4市	9か所	246人	776人																																																						
	R3	4市	14か所	307人	8市1法人	16か所	517人	824人																																																						
	R4	3市	6か所	179人	5市	9か所	230人	409人																																																						
R5(予定)	5市	9か所	275人	4市	6か所	90人	365人																																																							
取組2：放課後児童支援員の確保に向けた支援																																																														
○ 放課後児童支援員認定資格研修の実施																																																														
・放課後児童クラブに従事するのに必要な、知識・技能を習得するための研修を毎年度県内3か所で実施します。																																																														
＜放課後児童支援員認定資格研修修了者数＞			(単位：人)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了者数</td> <td>589</td> <td>955</td> <td>697</td> <td>351</td> <td>367</td> <td>269</td> <td>433</td> <td>412</td> <td>4,073</td> </tr> </tbody> </table>										年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計	修了者数	589	955	697	351	367	269	433	412	4,073																																	
年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計																																																					
修了者数	589	955	697	351	367	269	433	412	4,073																																																					
＜R4 研修修了者数の主な受講資格要件別内訳＞																																																														
・保育士		78人		・高卒で児童福祉事業2年以上従事者		218人																																																								
・教諭等の有資格者		73人		・大学で社会福祉学科等修得		7人																																																								
・社会福祉士		1人		・上記以外		35人																																																								
○ 放課後児童支援員等の資質向上研修の実施																																																														
発達障害が疑われる子どもへの支援等に必要な専門的知識を習得するため、放課後児童クラブで従事する職員への研修を実施します。																																																														
＜事業概要＞																																																														
聴講研修		発達障害児への支援や子どもの発達の理解など、専門的な知識の習得が必要なテーマについて学ぶ。 ・回数：3回（東部・中部・西部、各1日） ・定員：300人																																																												
実地研修		専門的な知識を有する者から発達障害児等の対応に関する具体的な指導・助言をクラブ単位で受講する。 ・クラブ数：希望する30クラブ（1クラブ3回まで受講可） ・参加人数：概ね300人程度（1か所10人程度参加想定）																																																												

○ 放課後児童支援員等の処遇改善に係る事業の助成

放課後児童クラブを運営する市町に対して、安定的なクラブ運営を支援するため、運営費の助成とともに、支援員等の処遇改善に係る経費についても、クラブの実態に応じて助成し、質の向上と機能の充実を図ります。補助率：県 1/3（国 1/3、市町 1/3）

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
- ・放課後地黄支援員キャリアアップ処遇改善事業
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

○ 障害児の受入に係る人員配置に要する経費の助成

放課後児童支援員等が円滑に児童の支援にあたることができるよう、障害児の受入に伴い必要となる、専門的知識を有した職員の配置に係る経費を助成します。

補助率：県 1/3（国 1/3、市町 1/3）

区 分	放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進)	障害児受入強化推進事業
内 容・ 基 準 額	障害児受入のために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するのに要する経費(人件費及び必要な研修受講費用) 1,956 千円	・ 3人以上障害児を受け入れる場合に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を、障害児の数に応じて1名以上配置するのに要する経費(人件費及び必要な研修受講費用) 障害児数、配置職員数により 1,956～5,868 千円 ・ 医療的ケア児を受け入れる場合 ① 必要な看護職員等の配置 4,061 千円 ② 送迎支援に要する経費 1,353 千円
R 4実績	17 市町 (364 か所)	7 市町 (56 か所)

取組 3：イクボスの養成を推進 (P.53 参考資料)

2015 年度から、「部下の能力を最大限に引き出して育（イク）成し、自らも輝くボス『イクボス』」の普及・養成のための講座等を開催しました。

2023 年度は、県内の中小企業等の経営者、管理職等を対象に、イクボスに関する基礎知識や先進事例を紹介するとともに、子育てしやすい職場環境づくりを進める上での重点テーマを設定し、自身の職場等を想定した演習を実施するなど、より実践的な講座を開催します。

○重点テーマ

業務改善	業務効率化のヒントや、業務の俗人化を防いでチームで対応するための取組等
社内風土	円滑なコミュニケーションの取り方や、多様性を理解する職場風土づくり等
支援制度	子育て世帯に配慮した就業規則の整備や育休職員の職場復帰支援の取組等

5-1 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

取組 4：静岡県次世代育成支援企業（このとりカンパニー）認証制度 (P.53 参考資料)

仕事と子育ての両立を図るための職場環境づくりや男女共同参画社会づくり等に取り組んでいる企業を静岡県次世代育成支援企業（このとりカンパニー）として認証し、実績が必要な「くるみん認定」には届かずとも、積極的にワークライフバランスの実現に取り組む企業を後押ししています。

○認証企業 132 社（令和 5 年 8 月時点）

○認証企業における取組例

- ・育児休業等の取得可能日数を、法定を上回る日数に設定している。
- ・職場復帰プログラムや相談体制の整備等により、育児休業等を取得しやすくしている。
- ・フレックスタイム制導入やオンラインでのリモート勤務など柔軟な働き方を導入している。
- ・女性の職域拡大のため、資格取得等の研修受講を奨励している。

○国制度（くるみん認定）との比較

名称	次世代育成支援企業認証制度	くるみん認定
実施主体	静岡県	厚生労働省
対象	県内で活動する企業・団体	全国で活動する企業・団体
主な要件	計画作成や宣言の届出	計画作成や宣言の届出だけでなく、目標値の達成や基準値以上の実績
県内認証数	132 社（令和 5 年 8 月時点）	117 社（令和 5 年 8 月時点）

取組 5：静岡県版父子手帳「さんきゅうパパになろう！シェアワセBOOK」 (P.55 参考資料)

2020 年度に作成した、男性が妻の妊娠初期から出産前後、子どもが 3 歳になるまでにできることを視覚的に捉えられる静岡県版父子手帳「さんきゅうパパになろう！シェアワセBOOK」を活用し、イクボス養成講座の参加者や市町への配布などを行い、男性の家事育児の参画促進や、育児休業の取得促進を図っています。

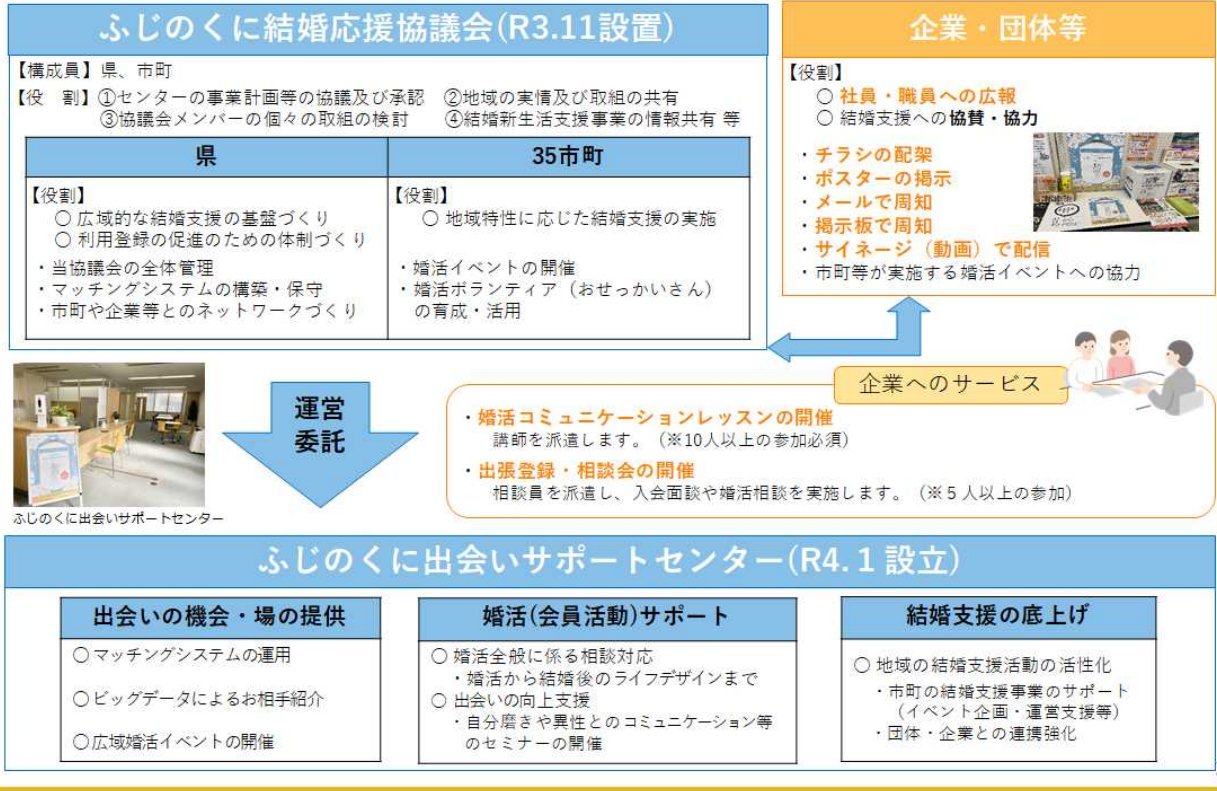


4 主要事業

事業名	重点項目	2023 予算額(千円)
ふじのくに出会い応援事業費	結婚を希望する県民を支援 ・ふじのくに出会いサポートセンターの運営 ・ふじのくに結婚応援協議会の運営	36,800
ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	結婚支援や若者・子育て世代の移住促進などの少子化対策事業を行う市町を支援	100,000
ふじのくに少子化対策特別推進事業費	国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した市町への支援	335,320
少子化対策計画推進費	子育てしやすい職場環境づくりの促進、少子化対策等への県民からの意見聴取	5,492
しずおかふじさんっこ推進事業費	若者向けに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフプラン創造を支援 ・高校・大学等の学生向けライフプラン出前講座 ・子育て支援団体への助成を通じた、学生と子育て世代との交流や育児体験の機会を提供 ・しずおか子育て優待カード事業	27,800
不妊・不育総合支援事業費	不妊症・不育症に対する支援 ・不妊・不育専門相談センター運営事業 ・プレコンセプションケア啓発事業 ・不育症治療費助成	8,200
保育士等キャリアアップ研修事業費	リーダー的役割を担う保育士の養成 ・内 容：7分野（乳幼児、マネジメント ほか） ・実施方法：集合研修、eラーニング	27,198
働きやすい保育の環境向上事業費	・勤務環境向上に係る巡回支援 ・ICT活用に係る巡回支援 ・啓発セミナー・ワークショップの開催	10,000
こどもの安心・安全対策支援事業費助成(保育:安全装置分)	車内の園児等の所在の見落としを防止する装置等を導入する認可外保育施設への助成 ・補助率：10/10（175,000円/台上限）	8,280 (2022 繰越)
保育総合相談窓口設置事業費	専任相談員による通報・相談対応 ・不適切保育が疑われる行為の通報や、保育に関する相談等に対応する総合相談窓口の運用	4,800
放課後児童クラブ等関連事業費	・放課後児童クラブの運営費等の助成 ・放課後児童クラブの整備 ・放課後児童支援員等の認定、資質向上研修の実施	1,952,038
合 計		2,515,928

くふじのくに出会いサポートセンター>

ふじのくに出会いサポートセンターの設置・運営



センターによるマッチングの状況

マッチングの提供

令和4年4月1日からマッチングを開始し、**令和4年度の成婚件数は15件**となり、**初年度目標を達成**しました。令和5年度も、以下のとおりマッチングが進んでおり、毎月成婚の報告が届いています。

【マッチングの状況】

内 容	令和5年度	マッチング開始からの累計
	7月末実績	R4.4.1~
会員数 <small>※センターを通じた増活者 (退会フォロー者数を含む)</small>	980人	-
お見合い申込件数	5,439件	50,070件
お見合い成立数	518件	3,905件
お友達成立件数	182件	1,265件
交際成立数	38件	208件
成婚件数	6件	21件

⇒ HP公開数値

自治体でこういうサービスを始めると聞き良い人に出会えると良いなと思い登録しました。お会いする前の申請段階で断られたことも多かったのですが、不安な日々が続きましたが、一緒にいて楽しめる人と出会うことができました。



ニュースでこちらの相談所の開設を知りました。自分はここに登録しないと、という不思議な予感がして入会をさせていただきました。おかげさまで良縁に恵まれることが出来ました。

「ふじのくに出会いサポートセンター」HPに掲載中の成婚報告より

婚活(会員活動)サポート

婚活セミナーの開催

会員の活動促進の一環として、婚活に役立つノウハウや練習機会の提供を行いました。モチベーションUPにつながり、日常生活に役立つ内容が人気でした。

【オンライン開催】

開催日	内容	参加者
4月27日(水)	「しずマリ」攻略(活用法)	30
5月30日(木)	「オンラインお見合い」必勝法	31
7月13日(水)	ライブランシミュレーション	20
9月14日(水)	婚活モチベーションUP! 自分磨き	39
11月30日(水)	婚活力UP! お片付け・整理・収納術	30
2月22日(水)	婚活イベント必勝法レクチャー	65

【対面開催】

開催日	内容	参加者
7月24日(日)	お見合いのための準備スクール	13
8月31日(水)	お見合いのための準備スクール	2
9月25日(日)	お見合いのための準備スクール	14
10月10日(祝)	お見合いのための準備スクール	6
11月3日(祝)	プロフィール写真撮影交流会	5
12月11日(日)	コミュニケーションレッスンVer2	10
1月29日(日)	コミュニケーションレッスンVer2	14
2月26日(日)	コミュニケーションレッスンVer2	6



個別相談の実施

日々の婚活の中で、会員が抱えている悩み事を相談できるよう、対面とオンラインで対応しました。

相談件数※ 対面：115件、オンライン：71件（22件/月、相談したことがある会員：男性87人、女性34人）

主な相談内容

- ・お友達を解除（交際を解消）された。気持ちの整理のために話を聞いてもらいたい。
- ・お見合いを断られることが多く、自分に自信が持てない。
- ・お見合いのとき、どんな話をすれば良いかわからない。
- ・交際相手ができたが、自分自身の恋愛経験が少なく、自分の気持ちがよくわからない。

※出張登録・相談会の件数（91件）は除く



12

結婚支援の底上げ（企業・団体等との連携）

婚活イベントの開催

静岡県商工会議所青年部連合会協力のもと、会員同士の直接の出会い・交流の場として、体験型の婚活イベントを4回開催しました。令和4年度の開催実績は以下のとおりです。

回数	開催市町	日程	場所・内容	対象	参加者数	結果 (マッチング数)
第1回	三島市	8月24日(水)	RAI4・レモネード作り	25～39歳	男10×女6	なし
第2回	藤枝市	9月30日(金)	え〜らBASE・ボードゲーム	30～40歳	—	開催中止
第3回	静岡市	10月22日(土)	モンパルナス・パン作り	20～45歳	男5×女4	1組
第4回	藤枝市	12月18日(日)	え〜らBASE・ボードゲーム	25～40歳前後	男9×女4	2組
第5回	静岡市	3月19日(日)	モンパルナス・パン作り	20～45歳	男5×女2	1組

【第1回】



イベント時間が短く気軽に参加できたので良かった。

席替えが無かったので全員とお話をする機会があると嬉しかった。



【第3回】



企画内容がおもしろそうだったのでパン作りをしたかったので応募しました。



一緒にパンを作ることで会話が弾み、円滑にコミュニケーションを取ることができました。



14

<若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業>

○学校への出前講座

区 分	内 容	
目 的	学校のキャリア教育等と連携し、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応するための知識や情報を総合的に学ぶ。	
対象者	中学生、高校生、大学生	
実施校 (13)	中学(4)	静岡サレジオ中学、浜松開成館中学、常葉大学附属橋中学、常葉大学附属常葉中学
	高校(7)	御殿場高校、裾野高校、駿河総合高校、藤枝北高校、天竜高校、遠江総合高校、小笠高校
	大学(2)	静岡文化芸術大学、常葉大学
実施回数	15回(※各学校で1回～2回実施)	
実施時期	令和5年9月～令和6年2月	
講座時間	50分程度又は100分程度/回(※各学校に応じて決定)	
受講者数	20人程度～200人程度/回(※各学校に応じて決定)	
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事の各ライフステージについて、ライフデザインを描くために必要となる知識や情報についての講義 ・ロールモデルによる実体験の紹介や意見交換 ・自分の将来について考えるための演習 など 	
講 師	・キャリアコンサルタント ・結婚や子育て、仕事のロールモデル など	

○子どもや子育て世代との交流・体験(子育て支援団体への事業費助成)

区 分	内 容
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て世代との交流体験から、若者が将来のライフデザインを描く機会を創出 ・若い世代と子育て支援団体との交流から、子育て応援の機運を醸成
補助対象	ふじさんっこ応援大賞受賞団体等、県内で活動する子育て支援団体
補 助 数	6団体程度
対象事業	<p>若い世代と子どもや子育て世代との交流・体験</p> <p>例) ①乳幼児・親と若者との触れ合い・交流イベント</p> <p>②子育て支援現場でのインターンシップ</p> <p>③ライフデザイン(結婚、出産、子育て、仕事)をテーマとしたセミナーやワークショップの開催 など</p>
対象経費	<p>若い世代と子どもや子育て世代との交流・体験に係る経費</p> <p>(会場使用料、外部講師謝金・旅費、広報費、資料代、消耗品費など)</p> <p>※ 団体における経常的な経費(人件費等)や備品購入費などは対象外</p>
補助金額	1団体あたり50万円以内(補助対象経費の10分の10)

視点2 安心して出産・子育てできる環境づくりの推進
 <10代を中心とした若い世代への啓発>

関連資料

「いまから」考える
 「いつか」のこと



「いつか」のことを少し考えてみませんか？

Q1. 何歳までに結婚したいですか？

Q2. いつか子どもを産みたい(持ちたい)ですか？

Q3. 最初の子どもは何歳までに産みたいですか？

「いつか」のことを少し考えてみませんか？

みなさんの「いつか」のために、「いまから」

知っておいてほしいことをお伝えします。

第1部

～知ってほしい
 人が生まれるという奇跡
 命の大切さを～



人が生まれるということ

(VIDEO)

注意


これから出産の様子を撮影した映像が流れます。

人が生まれるということ

(VIDEO)

人が生まれるということ

あなたの命も、このような大変な思いをして生まれてきた命です。



人が生まれるという奇跡

1人の人間が生まれる確率 $\frac{1}{400,000,000}$

ちなみに

プロ野球選手がイチロー級の野球選手になる確率 $\frac{1}{2,500}$

高校球児からイチロー級の野球選手が誕生する確率 $\frac{1}{1,350,000}$

人が生まれるという奇跡

人が生まれるということは、これだけ**尊い**こと

今、あなたがここにいることは、**奇跡に近い**こと

あなたは競争の中を生き抜いてきた「**強い人**」ということです。

おかあさんのお腹の中で大切に育まれる命

十月十日 (とつきとおか) 300日近い期間 大切にあなたの中で育まれています。

妊娠期間	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動
胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動	胎動
1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
0-3	4-7	8-11	12-15	16-19	20-23	24-27	28-31	32-35	36-39	40-43	44-47

妊娠のよろこびと不安

赤ちゃんを感じる瞬間

- 胎動(赤ちゃんがお腹の中で動いている)を感じる
- お腹が大きくなっていく など

お腹の中の小さな「いのち」によるこほを感じるのと同時に、不安も感じる事が多くあります

妊娠・出産は夫婦の共同作業 夫婦で支えあって過ごすことが大切です


ここでマメ知識！
 立会い出産の今昔と海外との違い
 ある産婦人科医師の話によると、

立会い出産をした割合

- 35年前⇒2人/約800人(0.25%)
その2人は結婚相手
- 現在⇒494人/662人(74.6%)

妊娠・出産・子育ては、**夫婦の共同作業**です！

日本でも「イクメン」が増えてきています！



親になるということ

赤ちゃんは一人ではできないことが多いから

おなかがすいたら泣き、おむつを替えてもらい、おっぱいを飲むとまどろんで…と大変！

それでも、**親は子どもをとても愛おしく感じるものです。**

毎日いろいろな変化を見られることは、「親」になったことで味わえる幸せです。



親になるということ

子育ては大変！
 それでも、**子どもはとても愛しい存在です。**

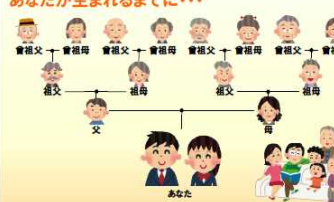


子育て現役世代にインタビュー

(VIDEO)

次の世代に受け継がれる命

あなたが生まれるまでに…




次の世代に受け継がれる命

あなたの命は、たくさんの命が**受け継がれて生まれた命**

そして「いつか」**受け継ぐかもしれない命**です。

次の世代に受け継がれる命

だからこそ、今、あなたの**命** **身体** **気持ち**を大切にしてください。



第2部

～「いつか」のために知っておいてほしい～
妊娠・出産について



第3部

～考えよう～
「いつか」は「いつ」か？
ということ



望まない妊娠・予定外の妊娠

覚えておいてください
速くても、
あなたを変える人がいることを。

もし、妊娠のごことで悩むことがあれば、
1人で抱え込まずに、周リや相談機関に相談してください。



産婦人科 SOS

055-941-5006

バランスのよい食事を心がける

からだは食べるものからできている

ひとことアドバイス
1日3食バランスよく、適量を食べることを心がけよう。

適度に運動をする

運動は将来の体力づくりにつながる

ひとことアドバイス
運動で代謝機能が改善、体全体の機能が活性化、肥満防止や免疫力向上にもつながります。



喫煙・飲酒はしないようにしましょう

たばこは「百害あって一利なし」お酒も要注意

ひとことアドバイス
喫煙・飲酒は、健康を害するほか、男女性ともに不妊を招く可能性もあります。

十分な睡眠をとる

睡眠は健康のバロメータ

ひとことアドバイス
睡眠不足は健康なからだを障害する大きな要因になります。質のよい睡眠を心がけよう。



病気に気をつけよう

男性も女性も気をつけたい病気
性交渉により感染する「**性感染症**」

性器クラミジア感染症 男性・女性に多い。自覚症状が少なく、不妊の原因になる。子宮炎の原因になる。胎児や新生児に感染する。	性器ヘルペス 男性・女性に多い。自覚症状が少なく、不妊の原因になる。胎児や新生児に感染する。	尖圭コンジローマ 男性・女性に多い。自覚症状が少なく、不妊の原因になる。胎児や新生児に感染する。
淋菌感染症 男性・女性に多い。自覚症状が少なく、不妊の原因になる。胎児や新生児に感染する。	HIV感染症 AIDSの原因となる。胎児や新生児に感染する。	HTLV-1 胎児や新生児に感染する。


病気に気をつけよう

「いつか」のためにも「いまから」
病気に気をつけておきたいものです。

病気によっては、自分だけでなく、
相手（パートナー）にも
影響を及ぼしかねません。

自分のからだも、
相手（パートナー）のからだも
大切にしましょう！

晩産化による影響




望まない妊娠・予定外の妊娠

流産 → 早産

人工妊娠中絶が可能なのは妊娠21週まで
※妊娠22週以降の中絶は「**堕胎罪**（たたいざい）」

日本では、全妊娠のうち4～5人に1人
年間では20万人が中絶をしています

▶10代では、経済的・学業的理由から
中絶を選ぶことが多いのが現状です



第4部

「いつかの」妊娠・出産の
ために今からできること




適正な体重を維持しましょう

やせている＝美しい？ 健康的な美は「標準体重」

BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
18.5未満やせ、18.5～24.9標準、25以上肥満
標準体重(kg)＝身長(m)×身長(m)×22

やせすぎると・・・
自分の命を維持していくことが難しく！
月経異常や無排卵 ⇒ 「不妊」になることも

ひとことアドバイス
バランスのよい食事、適度な運動を心がけ、健康的なからだをつくりましょう。




病気に気をつけよう

正しい知識を身につけ、正しい行動を！

病気には女性特有のものや、
性感染症などがあります。

また、病気には将来不妊の原因や
赤ちゃんに影響を及ぼしたりするもの
もあります。

ひとことアドバイス
正しい知識を身につけ、適切な予防法や
対処方法をとるようにしましょう。



病気に気をつけよう

男性も女性も気をつけたい病気
性交渉により感染する「**性感染症**」

性器クラミジア感染症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ

性感染症を防ぐためには、
コンドームを正しく使用すること
不特定多数と交渉をしないこと
かからない・うつさないことが
大切です

最後に

「いつか」のために、「いまから」できること。
自分を理解し、大切にしていくこと。
それが周りの人を大切にするにつながります。

みなさんが望む
「いつか」を迎えられるように
「いまから」できることを始めましょう！

体験者談




望まない妊娠・予定外の妊娠

「いつか」は「いつでもよい」
わけではありません。

「望むとき」に「望む相手」と
赤ちゃんを持つことを考えてください。


自分・相手（パートナー）
のことを大切にしてください。



健康づくりは日々の生活から

- 1 バランスのよい **食事** を心がけましょう
- 2 適度に **運動** をしましょう
- 3 適正な **体重** を維持しましょう
- 4 からだを **冷やさない** ようにしましょう
- 5 **喫煙・飲酒** はしないようにしましょう
- 6 十分な **睡眠** をとりましょう
- 7 **病気** に気をつけましょう など

「いつか」のために、今から健康づくりを！



からだを冷やさないようにしましょう

冷えは女性の大敵！最近では男性の「冷え症」も

血流の悪化は全身の機能を低下させます。
身体の冷えは不妊や便秘につながることも
あります。

ひとことアドバイス
からだの中の筋肉が多い、おなかや腰、だももを
冷やさないように衣服で工夫をしましょう。




病気に気をつけよう

女性に気をつけたい病気
月経不順・不正出血・月経痛などの症状が
見られる場合には、これらの病気が疑われます。

卵巣がん **子宮体がん** **子宮頸がん**

子宮筋腫 **子宮内膜症**

症状や異常を感じたら、
病院で受診をしましょう！



病気に気をつけよう

赤ちゃんに影響を与える可能性のある感染症
TORCH症候群

Toxoplasmosis(トキソプラズマ症)

Other(梅毒、B型肝炎ウイルス、コクサッキーウイルス、EBウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルス)

Rubella(風疹)

Cytomegalovirus(サイトメガロウイルス)

Herpes simplex virus(単純ヘルペスウイルス)



制作/ 野田真

<20代から30代を中心とした世代への啓発>

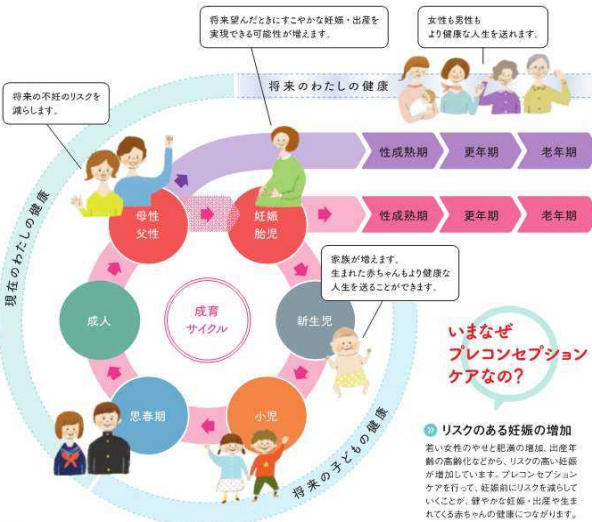
#プレコンってなあに

「プレコン」(プレコンセプションケア)は今と未来の自分だけでなく、次世代すなわち、未来の子どもの健康にもつながります。

「プレコンセプションケア」は、若い男女が将来のライフプランを考へて、日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。

いまは妊娠や出産を考へていなくても、プレコンセプションケアを実施することでいまの自分も健康になって、人生100年時代の満ち足りた自分(well-being)の実現につながります。元気で満ち足りたからだとこころをめざすことは、とても重要です。

プレコンセプションケアは、より豊かで幸せな人生へと、皆さんを導いてくれるでしょう。



- 1 不妊の増加
「生理不順を放置していた」「生理痛を我慢していた」などが将来の不妊の原因となることがあります。妊娠や出産に関する正しい知識を得て行動し、将来の不妊のリスクを減らしましょう。
- 2 リスクのある妊娠の増加
若い女性のやせと肥満の増加、出産年齢の高齢化などから、リスクの高い妊娠が増加しています。プレコンセプションケアを行って、妊娠前にリスクを減らしていくことが、健やかな妊娠・出産や生まれてくる赤ちゃんの健康につながります。
- 3 人生100年時代を生きるために
子どもを持つ選択をするかしないにかかわらず、プレコンセプションケアを実施することで、より豊かな人生につながります。

5つのプレコンAction できるものからひとつずつ行ってみましょう。

Action1	いまの自分を知らう	(P6-9)	生物学的な男女の違い 多様性 適正体重 運動 ストレス 基礎体温
Action2	生活を整えよう	(P10-11)	栄養 薬物 危険ドラッグ 喫煙 飲酒
Action3	検査やワクチンを受けよう	(P12-13)	感染症 ワクチン 生活習慣病 がん
Action4	かかりつけ医を持とう	(P14-15)	婦人科 月経 産科 産科 精神
Action5	人生をデザインしてみよう	(P16-17)	人生デザイングラフを書いてみよう

人生100年時代を自分らしく生きるために

真の健康とはどういうことでしょうか。それはただが健康というだけでなく、こころも健康で、ひと・社会とのつながりも満たされていることです。人生100年時代を迎えたいま、自分らしく生きるために真の健康をめざすことが大切です。

ライフコース・ヘルスケアを実践しよう



※厚生労働省「日本人の生活習慣病発生率(2020年)」より、単位は%。100名あたり。

健康の定義は、WHO(世界保健機構)で定められています。
「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます(日本WHO協会訳)」。
—WHO(世界保健機構) 事業英文
"Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity."
—World Health Organization

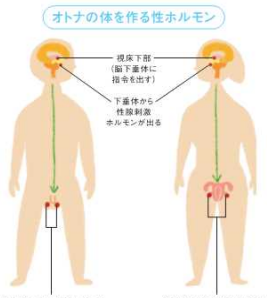
Action1 いまの自分を知らう!

男女の違い 男女の違いやからだやこころのリズムを作るホルモン

性別は染色体によって決まり、成長するにつれ男性と女性という性差が現れはじめます。その違いを作るのがホルモンです。脳では視床下部が脳下垂体に指令を出して性腺刺激ホルモンが分泌されます。それが男性では精巣に、女性では卵巣に作用し、それぞれ男性ホルモン(テストステロン)と女性ホルモン(エストロゲン、プロゲステロン)が分泌されます。そして女性のからだでは、排卵の準備をするエストロゲンと、受精卵の着床に備えるプロゲステロンが複雑に作用して、月経が起こります。

男性と女性では、こころの健康にも違いがみられます。女性は月経前や妊娠・出産後に、ホルモンの働きでこころが不安定になることがあります。一般的にうつや不安症が多いのは女性ですが、自殺に至るのは男性の方が多いです。しかし、性別に関わらず20代の死因第一位は自殺*。こころのケアは男女ともに必要です。

男女の違い、性の多様性を理解しましょう。



性の多様性って何? 性自認、性的指向はさまざま

一人ひとりが自分の意思に基づいて公正に扱われ、個性や能力を十分に発揮できる人生をデザインするために、多様性についての理解も深めましょう。
一方で、自分の性自認・性的指向を否定される場面もあるかもしれません。困ったことがあれば、当事者の会やジェンダーリニックなどでも相談してみましょう。

LGBT(Q)とは? マジョリティ(多数派)に対して少数派をマイノリティといい、性を構成する要素に関して少数派のことを性的マイノリティと呼んでいます。LGBTは、性的マイノリティの中でも代表的な以下の4(5)つのカテゴリの英単語の頭文字を合わせたものことです。

L レズビアン 同性を好きになる女性	G ゲイ 同性を好きになる男性	B バイセクシャル 同性を好きになることも、異性を好きになることもある状態
T トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別とは異なる性別に帰属する状態	Q クエストショニング 自分のセクシュアリティを探索中の状態	

生物学的な男女のからだの機能の違い

男性の器官 精巣 精巣のなかで毎日、1日に数千万~1億以上の新しい精子が作られます。これを体液中に出すのが射撃です。1日に数千万~数億もの精子が出ます! 精子は月に1億個! 精子は毎日1億個! 精子と出会う確率は何億・何兆分の1です。	女性の器官 卵巣・子宮 もともと卵巣に持っている卵胞(卵子のもと)を1ヶ月に1回、1つずつ放出。 月に1回の月経で子宮の中をリセットしてきれいにします 卵子が受精しなれば、子宮内に落ち始め(妊娠) 子宮内に準備した受精卵(胚)に受精し、これが月経です。 *生理のことを正式には月経といいます。
--	---

射撃はいつある? 10~18歳ごろからあり、歳をとると減ります。 ●周回はない、回数による ●自分の意思でコントロールできるが、寝ている間にも起こる(夢精) ●毎日あっても、多くなくても、ほとんどの場合閉鎖しない ●射撃さなかつた精子は体液中に吸収されるので古い精子が射撃されることはない	月経はいつある? 12歳前後に始まり(初経)50歳前後で終わります(閉経)。 ●約1ヶ月に1回、5日間程度続く ●自分ではコントロールできない ●妊娠すると月経は止まる ●体調不良や不調になることもあり、健康状態の目安にもなる
--	---



卵子の数は年齢とともに減って知ってる? 卵子は年齢とともに質が低下し、数も減少します。年齢が進むとともに妊娠率が低下して流産率が上昇、産める子どもの人数が限られてきます。加えて歳を重ねてからの妊娠はお母さんと赤ちゃんの健康リスクが高くなり、産後は育児と親の介護が必要な可能性があります。ライフプランを立てるときは、キャリアプランだけでなく、これからのことも考慮しましょう。そのうえで、いま妊娠したい・妊娠しても良いと思う人は葉酸摂取をスタート。妊娠を望まない、またはいまは望まない人は自分に合った避妊法を継続しましょう。

セクシャル・リプロダクティブヘルス/ライツとは? 性と生殖に関する健康について、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。結婚するか、しないか、子どもを産むか、産まないか、産むとすればいつ、何人、どのくらいの期間などで選択・決定することは女性の権利(自己決定権)であり、基本的人権のひとつです。

<処遇改善等加算の概要>

教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、質の高い教育・保育の安定的な供給を目的とした国の制度です。

項目	対象	内容	金額
処遇改善等加算Ⅰ (勤続年数で給料アップ)	非常勤職員を含む全職員(パート・派遣保育士や事務員や給食調理員なども対象)	職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費を加算	施設の平均勤続年数に応じて月額 12,000 円～最大 38,000 円(給料の2%～12%)
処遇改善等加算Ⅱ (役職で給料アップ)	概ね3年以上の保育士経験があり、所定のキャリアアップ研修を修了し、役職に任命された職員	技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・副主任保育士 月額最大 40,000 円アップ ・専門リーダー 月額最大 40,000 円アップ ・職務分野別リーダー 月額最大 5,000 円アップ
処遇改善等加算Ⅲ (ベースアップで給料アップ)	非常勤職員を含む全職員(パート・派遣保育士や事務員や給食調理員なども対象)	職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用	収入の3%程度(月額9,000円)アップ

<働きやすい保育の環境向上事業における業務改善アドバイス>

区分	課題	アプローチ例
保育補助者の活用	保育士の業務がたくさんあって負担感が大きい。	・保育補助者の活用 業務分担を明確化し、保育士が保育に集中できるようにする。
書類業務の見直し (記録の工夫)	保育補助者に任せたい業務があるが、伝達や情報共有に負担を感じ、かえって業務が増える。	・業務表の作成 業務を明確に伝えることができる。 任せる業務の全体像が見えることで、保育士間で業務を調整しやすくなる。
書類業務の見直し	内容が重複している書類が多く、作成に時間がかかる。	・児童の記録に関する書類の見直し 作成時間を短縮化し、目的が明確し、意欲的に取り組むことができる。
ノンコンタクトタイム導入 (保育業務から離れる時間の確保)	休憩や休暇が取りにくい。 保育の隙間時間を見つけて事務作業をするが、はかどらない。	・業務内容のタイムマネジメント (ノンコンタクトタイム導入支援) 業務が職員全体で均等化され、また、必要な業務を精査し、優先順位をつけて、効率的に取り組むことができる。

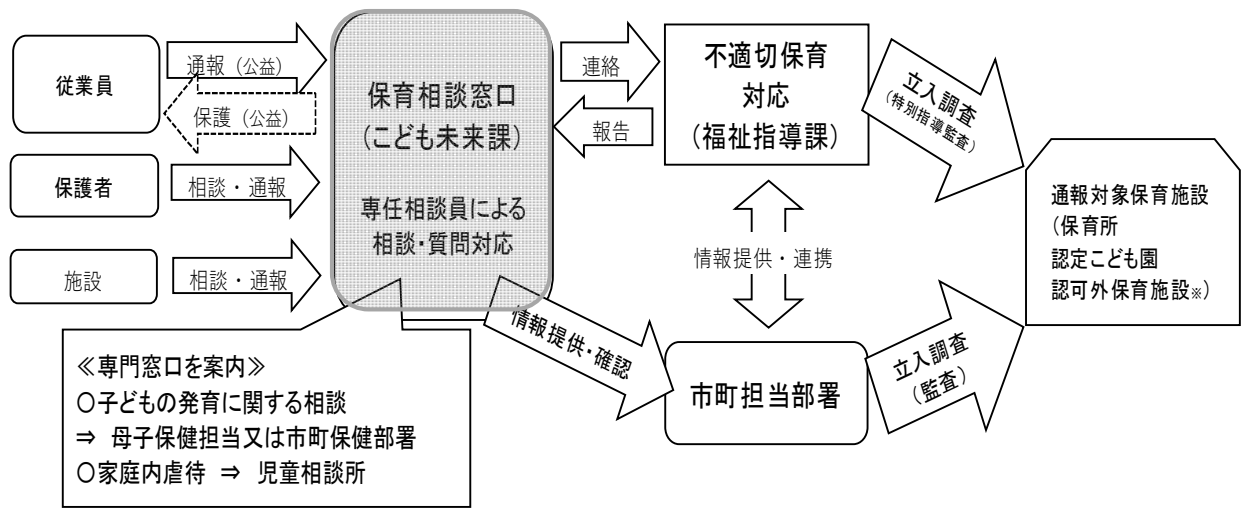
<安全装置の設置の義務化・支援>

項目	内容
義務化された内容	令和5年4月1日から施行 <ul style="list-style-type: none"> 乗降車の際に点呼等の方法により、園児等の所在を確認 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いて、降車時の所在を確認
設置への支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設：保育所、認定こども園、認可外保育施設等 114施設(229台、政令市込み) 補助額：175,000円上限/台
代替措置の経過措置	令和5年6月末までに安全装置の導入を進めるものの、導入が困難な場合が考えられるため、令和6年3月31日までの間、代替措置(ぬいぐるみ等を用いて車両後方部まで点検など)を講ずることとされ、安全管理の徹底を図っている。

<令和4年12月27日に各保育施設で行われた保育の振り返り内容>

区分	主な取組内容
職員同士の話し合いの場	保育の現場では、子どもを目の前にし、保育を行っている時間に職員間の話し合いの場を設けることは、難しい状況にある。そのような中でも、全職員の話し合いができるよう工夫している施設が多く見られた。 また、限りある時間の中で話し合うために、ICTなどを活用し、時間や場所の制約を乗り越えて実施している施設もあった。 その他、普段の保育の様子をビデオ撮影し、振り返りの機会を持つ、ビデオカンファレンスを行う取組もあり、話し合いをより具体的・効果的に進めるための工夫が見られた。
誰もが話しやすい職場づくり	不適切な保育を防止するためには、それぞれの職員がお互いを助け合い、不適切な保育に陥る前に注意することができる関係性が必要である。そのため、普段から誰もが話しやすい雰囲気醸成する取組や、園長・先輩職員から声を掛ける機会を増やすことで、役職や経験年数に関係なく話しやすい環境を作っている施設が見られた。 また、それぞれがストレスを貯めないように、日頃のちょっとした機会を活用し、職場環境を整えることも大切である。
子どもを尊重する	保育をする上では、担任園児に関係なく、全ての子どもに目を向けることが大切である。 ほかの職員の姿を見たり、セルフチェックなどにより自分の保育を見直す機会を設け、保育観の偏りに気付くことが必要である。
子どもの様子の共有	職員間で子どもの状況を共有することにより、お互いをフォローし合うことでより質の高い保育につながる。 また、保護者とも積極的に情報を共有し、子どもの様子を知ることで、保育の内容を工夫する取組も見られた。
職員の育成	積極的に園内・園外研修を実施することは、職員自身の資質向上につながる。また、研修に参加できない場合であってもICTなどを活用して資料を共有し、園全体の質の向上を図る。 それ以外にも、外部アドバイザーや地域などとの交流により、幅広い意見を取り入れることも質の向上につながると考えられる。

保育の総合相談窓口のフロー（イメージ）



静岡県 教育・保育施設における
こどもの車両送迎に係る安全管理指針

令和4年10月
静岡県

はじめに

令和4年9月5日、本県牧之原市内の認定こども園で送迎バス内に取り残された園児が亡くなる大変痛ましい事故が発生しました。

これまで、県では、令和3年7月の福岡県での同様の事案を踏まえた、国の安全管理の徹底に係る通知を受け、各保育所、認定こども園、幼稚園等に対して周知を行ってきました。

また、県の定期監査においては、事故以後の令和3年度中は、本通知を改めて施設に提示して注意喚起を行い、令和4年度からは、監査項目に送迎バスの安全管理に関する項目を加え、指導を強化したところでした。

その中で、同様の事故が発生したことは大変残念であり、この事故を重大な事案と受け止め、二度とこのような悲惨な出来事が起きることのないよう、再発防止に取り組んでまいります。

1 事故の発生原因

今回の事案の発生原因として、以下の3点の事情が挙げられています。

1点目は、園到着後の同乗職員による降車確認と運転手による車内確認が未実施であったこと、2点目は、同乗職員は園児の人数を未確認のまま登園状況を入力し、クラスではその情報を確認しなかったこと、3点目は、欠席連絡のない園児の保護者確認を怠ったことです。

さらに、今回の事案では、送迎バスを運行する際に、運転手の他に同乗職員を1名配置していたものの、事故当日、普段は運転しない職員が正規の運転手の代わりに運転しており、それぞれの役割分担が十分に共有されず、結果的に送迎バス内の園児の降車確認や車内確認が行われていませんでした。

また、運転手や同乗職員、施設職員の役割や安全確認手順が記載された送迎バス運行マニュアル等も整備されていませんでした。

2 本県の送迎バス運行実態

県と政令市では、事故後、送迎バスを運行する232施設に対し、書面による実態調査を実施しました。調査結果によると、送迎バスの運転手においては、常勤、非常勤職員の園が55%、派遣職員が45%となっており、同乗職員においては、保育教諭や保育補助者が68%、その他の者が32%となっていました。

バス送迎に直接関わる者の3、4割が外部人材であることから、マニュアルや安全意識の共有、研修等による危機意識の確認において、マネジメントを行う園長の役割は重要となります。

3 安全管理マニュアルの重要性

このことを踏まえ、各施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理マニュアル作成と、職員に対するマニュアルの周知やマニュアルに即した行動の徹底、職員間の情報共有の必要性を強く感じ、今回、各施設でのマニュアル作成の参考となるべく本指針を策定いたしました。

各施設におかれましては、こどもが保護者の手から離れバスに乗車し、保護者のもとに帰るまでの時間を幼児教育・保育の時間と認識し、この指針を参考として、車両送迎に係る安全管理マニュアルを作成するとともに、こどもの送迎に係るすべての施設職員が改めて手順を確認をすることで、車両送迎における安全管理を徹底してください。



教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針 監修にあたって

常葉大学 木宮敬信教授



この安全管理指針は、送迎バス内での置き去り事故を防ぐ目的で策定されたものですが、置き去りに限らず多くの事故はこのような安全管理指針を遵守していなかったことに起因しているため、指針を策定しただけで事故を防ぐことはできません。指針に沿った安全管理体制を構築することは当然として、現場にはそれを維持する仕組み作りが求められています。こうした体制が構築されれば、置き去り以外の事故を防ぐことにもつながるでしょう。

今後、この安全管理指針に沿って現場では多くのルールを策定することになります。ただし、ルールが多すぎて職員が多忙化すれば、子供たちに向き合う時間が減るだけでなく、職員の注意力が低下してしまう恐れがあります。また、多すぎるルールはいずれ軽視される恐れもあるし、意図せぬ見落としが起る危険性もあります。過剰に反応しすぎることなく、園の状況（職員や園児の人数、周辺環境、地域や保護者の協力など）を踏まえて、現実的なルールの策定が求められることも忘れてはなりません。

加えて、園の経営者の方をお願いします。安全性は費用負担と比例して高まる傾向があります。新しい機器の導入や職員の増員などができれば安全性が高まりますが、これらは経営状況に左右されるものです。バスの置き去りに限らず、子供たちの安全確保にどの程度の費用が負担できるのか、教育・保育現場と連携しながら前向きに検討いただきたいと思います。

最後に申し添えますが、この安全管理指針は恒久的なものではありません。現場のマニュアルにPDCAサイクルによる改善を求めていることと同様に、こうした指針も常に社会情勢に合わせた改善が求められており、一度作成すれば大丈夫というものではありません。多くの現場の声を反映させながら、この安全管理指針が成長していくことを期待しています。



目 次

- 1 送迎車両運行に携わる者の管理と役割 1
 - (1) 園長 1
 - (2) 運転手 1
 - (3) 同乗職員 1
 - (4) 臨時の職員の運行体制 2
 - (5) 運行委託業者 2
 - (6) 保護者への対応 2

- 2 事故防止のための重要確認事項 3
 - (1) ダブルチェック体制 3
 - (2) 乗降確認 3
 - (3) 施設到着後のこどもの引き渡し 4
 - (4) 車内確認 4

- 3 登園管理 5

- 4 送迎車両の安全対策 5
 - (1) 安全装置の装備 5
 - (2) こどもに対する支援策 5
 - (3) 送迎車両の仕様等 6
 - (4) 運行日誌の整備 6
 - (5) その他 6

- 5 ヒヤリハット事例の収集・共有 7

- 6 送迎マニュアルの策定と活用 8
 - (1) 送迎マニュアルの策定 8
 - (2) 送迎マニュアルの改定 8
 - (3) 送迎マニュアルの活用 8

1 送迎車両運行に携わる者の管理と役割

(1) 園長

- ・園長は、常勤・非常勤にかかわらず全ての所属職員の監督者として、施設の安全管理全体を統括する責務を負っている。具体的には送迎マニュアルの策定から改定、また職員に対する周知や研修、訓練の実施などである。
- ・副園長、教頭や主任保育士等を危機管理の担当者とした場合であっても、園長のリーダーシップのもと、定期的な職員会議における安全管理の検討の実施や、研修機会の創出、訓練の実施など、送迎マニュアルの内容について職員間の情報共有がなされる職場環境づくりを率先して構築することが園長の役割となる。

(2) 運転手

ア 運転手の管理

園長は、運転手について、以下の管理を行う。

- ・運転手名簿を作成し、運転手に変更があった場合には更新するなど、常に最新の状態にして管理する。
- ・運転手に対し、運転免許証の有効期限の確認や、毎日の運行前の健康状態の確認、アルコールチェックを行う。
- ・運転手に対し、施設において初めて送迎業務に従事する前やルート変更があった場合等に、こどもを送迎する際の注意点や送迎コース上の注意点等について、研修等を実施する。

イ 運転手の役割

運転手は、送迎車両運行中は運転に専念するほか、原則として以下の業務を行う。

- ・送迎車両運行の前に自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定める日常点検を行う。
- ・送迎車両駐車後の車内のこどもの降車確認を行う。
- ・終業後、車両の故障の有無の確認を行い、不具合がある場合は速やかに園長等の管理責任者に報告をする。

(3) 同乗職員

ア 同乗職員の管理

園長は、同乗職員について、以下の管理を行う。

- ・こどもの安全確保のため、運転手以外の同乗職員を1名以上乗車させる。
- ・同乗職員に対し、施設において初めて送迎業務に従事する前に、こどもを送迎する際の注意点等について、研修等を実施する。

イ 同乗職員の役割

同乗職員は、原則として以下の業務を行う。

- ・送迎車両乗降時、こども一人ひとりの確認や人数確認を主な業務とし、乗車時の名簿へのチェック、降車時の名簿へのチェック、施設到着後の施設職員への引き継ぎ等を行う。
- ・乗降時におけるバス降車口の安全確認、出発時・走行時の転倒防止のための声掛け等により、送迎車両走行時のこどもの安全を確保する。
- ・送迎中の、こどもの欠席情報等に関して、施設との連絡調整を行う。

(4) 臨時の職員の運行体制

- ・施設は、運転手及び同乗職員の急な不在に備え、臨時の運行体制をあらかじめ定める。
- ・臨時の職員に対しても、常勤職員と同様に、運行ルートやこどもを送迎する際の注意点等について十分な園内研修を行い、情報共有を図る。

- ・あらかじめ送迎車両内に役割手順書を備えるなど、常勤でない職員でも自己の役割をいつでも認識できるようにする。

[臨時の運行体制で定めるべき事項の例]

- 臨時職員の氏名、連絡先、連絡順位
- 最終順位者まで出勤できない場合の運行方法、運休決定の時間
- 運休する場合の職員間の情報共有と保護者への連絡方法
- (前もって分かっている場合) 臨時職員の勤務日
- 臨時職員が行うべき役割手順書

(5) 運行委託業者

- ・施設は、送迎車両の運行を外部業者に委託する場合であっても、こどもの登園が施設の活動の一環であることの認識を持って、施設で運行する場合と同様の安全管理体制となっているか確認し、必要に応じて、運転手・同乗職員の役割や業務の内容・手順、履行確認の方法等について委託業務の仕様として契約に定める。
- ・運行委託業者は、自社で備える安全管理体制のほか、施設が求める安全管理体制に協力する。
- ・委託業者所有の車両を使用する場合も、送迎車両の仕様や安全装置の装備等、同様のことが求められる。

(6) 保護者への対応

- ・施設は、送迎車両による送迎が、施設と保護者が自主的に行う私的契約であることを保護者に対して書面等により事前に説明する。
- ・利用内容や保護者の守るべき事項等について記載した利用申請書・承諾書等について、保護者から提出を求める。
- ・運行方法等(例:運行コース、運休の基準及び保護者への連絡方法、こどもが送迎車両を利用しない時の施設への連絡方法等)について、保護者に対して書面により事前に説明する。
- ・保護者は、送迎利用の有無や出欠について、施設があらかじめ決めた連絡方法・連絡時間を守り、確実に施設に報告を行う。

2 事故防止のための重要確認事項

(1) ダブルチェック体制

- ・こどもの安全管理において、登園時や園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける人数確認でダブルチェック体制を整える。

[降車時におけるダブルチェック例]

- ・施設に到着した際、降車時に、同乗職員は、こども一人ひとりの降車を確認し、乗車名簿への降車確認のチェック等を行う。
- ・運転手は、車を駐車スペースに移動した後、こどもが残っていないか車内確認をする。
- ・さらに、置き去り防止を支援する安全装置を国のガイドラインに沿って装備する。

(2) 乗降確認

ア 乗車名簿及び座席

- ・乗降確認のため、乗車名簿を作成し、同乗職員や施設職員、担任等で共有する。
- ・こどもの乗車状況を確認しやすくする観点からは、指定席にするなど、座席をある程度固定することが望ましい。

イ 乗降確認の手順

<登園時の乗降確認（朝）>

- ・送迎地点は、あらかじめ決められたコース及び地点のみとする。
- ・同乗職員は乗車場所にて、保護者・付き添い家族からこどもを確実に引き受け、乗車名簿への乗車確認のチェック等を行う。
- ・施設到着後の降車時に、同乗職員は、こども一人ひとりの降車を確認し、乗車名簿への降車確認のチェック等を行う。

<降園時の乗降確認（夕）>

- ・降園を担当する施設職員は、乗車するこどもを集合させ、乗車名簿を添えて、こどもを同乗職員に引き継ぐ。
- ・同乗職員は、こどもを乗車させる際、乗車名簿への乗車確認のチェック等を行う。
- ・降車地点は、あらかじめ決められたコース及び地点のみとする。
- ・降車場所にて、こどもを保護者・付き添い家族に確実に引き渡した後、乗車名簿への降車確認のチェック等を行う。

(3) 施設到着後のこどもの引き渡し

- ・登園時の送迎車両到着後におけるこどもの施設内職員への引き渡しについて、確実かつ円滑な引き渡しを行うため、職員の配置、手順等について具体的に定める。

[送迎車両から施設への引き継ぎ例]

- ・同乗職員は、降車したこどもを施設玄関へ引率し、乗車名簿とあわせて、施設内の引き受け担当職員に引き渡す。
- ・引き受け担当職員は、乗車名簿とこどもの人数が一致していることを確認したうえで、こどもを各クラス担任へ引き渡す。

(4) 車内確認

ア 降車確認

- ・送迎後の降車確認方法について具体的に定める。

[確認方法例]

- ・同乗職員は、登園時、こどもを施設職員に引き継いだ後、車内に戻り、こどもが残っていないか車内確認を行う。
- ・同乗職員は、降園時、施設に帰着後、送迎車両から降りる前に、こどもが残っていないか車内確認を行う。
- ・運転手は、登園時及び降園時、送迎車両駐車後、こどもが残っていないか車内確認を行う。

イ 車内確認手順

- ・送迎車両駐車後の車内確認について、方法や役割を明確にするため、あらかじめ書面で手順を定め、送迎車両に備える。

〔記載項目例〕

- 車内最後部まで歩いて確認し、こどもが車内にいないことを確認した。
- シート下にこどもが隠れていないか確認した。
- 車内に忘れ物がないか確認した。
- 車内の清掃、消毒を行った。 等

※送迎車両運行時における各職員の役割例については、別添1 役割フローチャート例参照

3 登園管理

送迎後は保育との確実な接続が必要であるため、以下を実施する。

- ・施設は、時間を定めて各クラスにおいて最終的な出欠確認を行う。
- ・出欠確認の結果、出席していないこどもについて、事前に欠席等の連絡を受けていない場合、速やかに保護者に連絡し確認を行う。
- ・出欠情報は、各クラスの名簿による管理のほか、施設全体の登園状況の把握のため、職員室等において全てのこどもの分を一元管理する。また、過去の履歴についても後に確認できるよう記録を残しておく。
- ・登園管理システム等により出欠情報を管理している場合は、職員室の端末のほか、各クラスにタブレットを配置するなどして、園長、副園長、クラス担任等が最新の出欠情報を確認できる体制とすることが望ましい。

4 送迎車両の安全対策

(1) 安全装置の装備

- ・マニュアル整備や研修等により、人のミスを極力減らす努力は必要であるが、「人はミスをするもの」との前提で、人の注意力を補完するための安全装置の装備は有効である。
- ・なお、安全装置については、現在、国において装備の義務化と仕様の策定に向けて検討が行われているところである。

〔安全装置の例〕

- ・車内に設置したセンサーが取り残されたこどもを感知し、アラームが鳴る装置
- ・エンジン停止後に車内後部で警報音が鳴って目視確認を促す装置
- ・こどもの力で容易に押すことができるボタン式のブザー 等

(2) こどもに対する支援策

- ・大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要であるが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求める行動がとれるようこどもの発達に応じた支援を行うことも考えられる。
- ・その際、こどもが送迎車両に乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要がある。

〔こどもに対する支援策の例〕

- ・こどもが車内で振ることができる旗を設置する。
- ・こどもがクラクション等を鳴らし、救助を求めることができるよう訓練を行う。 等

(3) 送迎車両の仕様等

ア 幼児専用車両

- ・幼児専用車については、道路運送車両の保安基準及び道路交通法においてシートベルト

やチャイルドシートの装備義務が除外されているが、交通事故等、こどもの安全を確保する観点から、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月車両安全対策検討会）に準じた幼児専用車とすることが望ましい。（※別添2 ガイドライン参照）

- ・なお、このガイドラインでは、本来はチャイルドシートやシートベルトの着用が望ましいとし、平成25年時点では適した装置が無いことを除外理由としている。さらにガイドラインでは3年から5年以内の装置の開発を求めている。ガイドライン策定から10年が経過し、新たな装置の開発が進んでいる状況を踏まえれば、積極的な装備が望まれる。

イ その他車両

- ・上記以外の乗用車等で送迎を行う場合は、使用することにも合わせて、チャイルドシート等道路交通法に規定される装備をつけること。

(4) 運行日誌の整備

- ・送迎車両には、車両ごとに運行日誌を備え、所要の事項を記録する。
- ・運転手は、その日の運行管理状況を運行日誌に記入し、園長（又は運行管理責任者）に提出し、確認を受ける。

[運行日誌の記載項目例]

- 運転日時、運転者、走行距離、燃料費、運転手の健康状態チェック
- 同乗者（同乗職員名、利用児童数〔朝・夕〕）
- 送迎車両の事前点検、事後点検の実施状況と点検による留意事項
- 送迎車両駐車後の車内確認 等

(5) その他

ア バスラッピング

- ・置き去りとなったこどもの存在を車外から確認できないことは、バスラッピングの欠点と言えるが、一方で、日常の不審者対策としての有効性もあることから、窓全体を覆わず部分的な設置に留めたり、一定の透過性を持たせること等により、駐車時に外から車内が視認できるよう配慮する。

イ 窓やドアの開放・施錠

- ・送迎車両駐車後のこどもの脱出口の確保として、窓やドアの開放は有効であるが、一方で、窓やドアの開放は不審者の侵入を容易にしたり、危険物の投げ込み等の危険性も招いてしまう。実施については施設で安全性について検討する。

ウ ドライブレコーダー

- ・送迎中における車内外での事故全般に備える観点から、車内・車外の様子を記録できるドライブレコーダー等を整備することも有効である。

5 ヒヤリハット事例の収集・共有

- ・日々の送迎の中で発生したヒヤリハット事例について、記録簿により残すなど、事例収集の方法を定める。その際、危険性の大小にかかわらず、幅広く収集することが望ましい。また、収集した事例は会議や研修の場等で情報共有し、再発防止に努める。
- ・ヒヤリハットにはヒューマンエラーを報告する内容が含まれるため、園長は、職員個人の叱責につながるようなことのないようにするなど、匿名での収集や、事例が報告されやすい職場環境づくりに努める。

6 送迎マニュアルの策定と活用

(1) 送迎マニュアルの策定

- ・送迎車両運行に係る手順や各職員の役割を明確にするため、こどもの車両送迎に係る安全管理マニュアル（以下「送迎マニュアル」という。）を作成する。

(2) 送迎マニュアルの改定

- ・送迎マニュアルは、年度末や新年度、職員が入れ替わる時期などにおいて、安全管理のための会議を開き、運用の確認や、職員から改善点の意見を募るなどして改定を行う。
- ・また、日々の送迎の中で発生したヒヤリハット事例や他施設で発生したヒヤリハット事例、国・自治体の通知等を踏まえて、随時又は定期的な時期にマニュアルの改定を行う。

[送迎マニュアル改定方法の例]

- ①職員、保護者、有識者等により構成される送迎マニュアル改定のための会議を開く。
- ②以下の事項が確認された場合に、随時又は定期的な時期に改定を行う。
 - ・新年度に、職員の変更や利用するこどもの変更に伴う運行コースの変更等、運行体制や運行計画の内容に変更が生じた場合
 - ・送迎車両の変更や、委託業者等の変更が生じた場合
 - ・運行時の安全管理について、実情に応じて変更した方が良い点や、追加で実施すべき改善点が見られた場合
 - ・送迎の中で発生したヒヤリハット事例や、他施設のヒヤリハット事例を受けて改善すべき点が見られた場合
 - ・国や自治体の通知等により新たに確認すべき事項や基準が設けられた場合 等

(3) 送迎マニュアルの活用

- ・園長は、送迎マニュアルの内容について、定期的な研修や事故のシミュレーション訓練を行うこと等により、職員間で情報共有が図られるよう、マニュアルの活用を行う。

[研修・訓練の内容例]

- ・送迎車両運行時における各職員の役割の確認
- ・登園時、降園時の想定事案に対する対応訓練、対応方法の確認
- ・事故発生時における園長、保護者、医療機関等への連絡方法の確認 等

視点 4 子育てと仕事の両立支援

関連資料

<放課後児童クラブの概要>

1 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 役割

区分	内容
国	<ul style="list-style-type: none"> ・設備及び運営に関する基準の制定（省令） ・運営指針の制定 ・財政支援（運営費・施設整備費）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・新・放課後子ども総合プランに基づく県行動計画の策定 ・財政支援（運営費・施設整備費）・放課後児童支援員の養成 ・市町に対する助言・援助
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施主体（適切と認めた者に委託等可） ・新・放課後子ども総合プランに基づく市町行動計画の策定 ・国基準を参酌し、設備及び運営に関する基準の制定（条例）

3 設備・運営に関する基準（国の放課後児童健全育成事業に係る参酌基準）

区分	内容	
計画等	市町に総合的かつ計画的に事業を実施する責務（区域ごとの事業量の見込みや提供体制等を定める。）	
対象児童	小学校6年生まで	
設備・運営	省令基準を参酌して、市町が条例で定める	
従事者	資格	放課後児童支援員 ※保育士等の有資格者又は2年以上の従事経験者等で、県が行う研修の修了者
	人数	1支援の単位ごとに原則2人（うち1人は補助員でも可）
専用区画	児童1人当たり概ね1.65㎡以上	
支援の単位	児童数は概ね40人以下	

4 放課後児童クラブ利用に当たっての保護者負担額の分布（R4.5.1時点）

区分	2~4 千円未満	4~6 千円未満	6~8 千円未満	8~10 千円未満	10~12 千円未満	12~14 千円未満	14~16 千円未満	16 千円以上	計
クラブ数 (率)	27 (3.5%)	291 (38.1%)	190 (24.9%)	177 (23.2%)	61 (8.0%)	11 (1.4%)	5 (0.7%)	2 (0.3%)	764

※ 負担額は、クラブ利用に当たっての会費・その他経費の合計額（入会金やおやつ代は含まず）。

<仕事と家庭の両立事業>

1 イクボス養成講座

中小企業における「イクボス」の普及・育成を図るため、県内の中小企業等（※従業員 300 人以下）の経営者、管理職、部下を持つ者等を対象に業種や企業規模別に応じた講座を実施する。

実施時期	令和5年8月～令和6年3月
実施回数	3回
実施方法	オンライン（※ZOOM）
講師等	・社労士やキャリアコンサルタント ・ふじのくに子育てに優しい企業表彰企業
内容	・イクボスの基礎知識や先進事例の紹介 ・ふじのくに子育てに優しい企業表彰受賞企業のイクボスによる取組事例の紹介・意見交換 ・男性の育児休業取得促進について

2 子育てに優しい職場環境づくり推進アドバイザー派遣

子育てに優しい職場環境づくりの推進と次世代育成支援企業認証取得促進を図るため、県内の中小企業等（※従業員 300 人以下）を対象に、社労士等のアドバイザーを派遣し、実践的に企業の抱える課題解決を行う。

実施時期	令和5年10月～令和6年2月
実施企業数	10企業（※上限3回/企業）
実施方法	オンライン（※ZOOM）又は訪問
派遣の流れ	<p>企業の抱える課題解決に向けて以下のフローで対応する。併せて次世代育成支援企業の認証取得に向けた支援も実施する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p><1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題抽出 ・取組内容の検討 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p><2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の決定 ・計画書の策定 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p><3回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗確認 </div> </div>

3 これまでの実績（イクボス関連事業）

年度	参加者数	講師・テーマ	会場
H27	79	講師：NPO法人ファザリング・ジャパン代表理事 安藤哲也氏 テーマ：「イクボスのすすめ～少子高齢化時代の上司のマネジメントとは？」	県庁
H28	45	講師：NPO法人ファザリング・ジャパン代表理事 安藤哲也氏 テーマ：「イクボスのすすめ～少子高齢化時代の上司のマネジメントとは？」	アクトシティ
H29	51	講師：NPO法人ファザリング・ジャパン理事 川島高之氏 テーマ：「イクボス式経営で業績UP～子育てもプライベートも楽しむ職場づくり」	ブラサヴェルデ
H30	47	講師：NPO法人ファザリング・ジャパン理事 塚越 学氏 テーマ：「働き方改革とイクボス式職場づくり実践のヒント」	あざれあ

R1	138	【イクボス実践研修会】 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 川島高之氏 テーマ：「選ばれる会社には、『人を大切にする上司（ボス）』がいる。 ～業績アップの近道！イクボスを増やそう！～」	ブラサヴェルデ アクトシティ
	382	【イクボス出前講座】 講師：社労士・キャリアコンサルタント テーマ：イクボスのメリット、イクボスになるための行動計画作成、制約のある社員のマネジメント、アンガーマネジメント 他	県内企業等 15か所
R2	-	※イクボスリーダー養成、イクボス出前講座の実施を予定していたが、 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	
R3	33	【イクボスリーダー養成講座（2回の連続講座）】 <第1回> 講師：嘉野内雅史氏（社労士）、鬼頭理恵氏（アナウンサー） テーマ：イクボスの基礎知識及び先進事例の紹介 <第2回> 講師：岩崎まゆみ氏（社労士）、R2 子育てに優しい企業表彰企業（3社） テーマ：イクボスの取組状況や取組結果の情報共有	オンライン
	262	【イクボス出前講座】 講師：社労士やキャリアコンサルタント テーマ：アンコンシャスバイアスについて、ハラスメントの予防と対応策について、ワークライフバランスの応援について 等	
R4	247	【イクボス出前講座】 申込企業：15社 講師：嘉野内雅史氏（社労士）、岩崎まゆみ氏（社労士）、 足立貴史氏（国家資格キャリアコンサルタント） テーマ：イクボスの基礎知識及び先進事例の紹介 等	オンライン
	82	【男性の家事育児参画講座】 講師：小崎恭弘氏（大阪教育大学教授） テーマ：夫婦で家事・育児を円満に行うためのポイント 等	

4 さんきゅうパパになろう シェアワセBOOK（本紙から抜粋）

030002020330!

日付書きのママが家の中 月 日 日 ~ 月 日

妊娠初期～中期

0～3か月 4～7か月

妊娠初期(0～3か月) 妊娠中期(4～7か月)

経期してからママの体調にはあらゆる変化が起こります。そんなママの心と身体のことを理解して、パパが支えましょう!

赤ちゃんが生まれる準備期間

ママの体調・注意すべき点を知ろう

多くの先輩ママが「妊娠初期がとてつなかった」と言います。吐き気や食欲の減退など、つわりが大きな原因です。その時パパができることは、まずママの体調や心の変化に気づくこと。気づいたら、気づかうことです。二人三脚の子育てライフは、そこから始まります。

第二子以降の場合

この時期のママは、お腹の赤ちゃんと自分の身体のこととで一杯。上の子がいる場合は、パパがお風呂に入れたり、寝かしつけたりして、ママとお腹の赤ちゃんをサポートしましょう。そうすれば上の子のさびしさも軽減でき、ママが不在になる出産入院中の生活の移行調整にもなります。

上の子のの様子もパパがしっかりチェック!

働き方を考えよう

仕事を調整しよう!

これまでと同じ働き方では、パパもママも負担が大きくなるばかり。ワークライフ・バランスについて話し合い、労働時間や効率的な働き方について考えてみましょう。

身近でサポートしてくださる方を話し合ってみよう

お産をする前陣や、それぞれの親や兄弟、先輩パパやママなど、サポートしてくれる人たちが決まっていれば安心です。身近に頼れる人がいない場合は公的機関等のサポートも検討してみましょう。

両親学級へ参加しよう

両親学級は、パパが「ママの心と身体の変化」や「出産・子育て」について学べる最大のチャンスです。ママの頼れるパートナーになるために、積極的に参加しましょう。

支援サービスや保育所を調べておこう

出産後に、パパが仕事でママをサポートできない時にどうするか。身の周りで利用できる支援サービスや保育所などについて調べることも、大切な出産準備のひとつです。

111101111111 - 産後・赤ちゃんの周りにについて -
6人に1人の女性が産後うつを経験するとされており、誰がどのくらい産後うつを経験するか、それはパパやママのせいではないということです。

気持ちをシェアしてシェアワセ

From: Mama to Papa
ママからパパへ

From: Papa to Mama
パパからママへ

05

先輩パパから学ぶパパになる準備

ママと相談して決めよう!

家事をラクにする工夫を!
食材の「宅配サービス」や「食洗機」、「お掃除ロボット」など家事をラクする方法・手段を検討してみよう。

音読にして伝えよう!

音読して伝えよう!
音読して伝えよう!

ママとシェアしよう!

ママの身体の変化
ママはつわりで食生活が変化したり、余剰のエネルギーをためておく必要があるため、その日の体調を気にかけ!

赤ちゃんの成長や健康状態がよくわかります。

妊娠期間はいつしよに
妊娠内容を共有できるアプリなどを使うことで、胎児の成長をより深く2人で感じることができま

06